

こども文教委員会 案件一覧

(令和8年9月17日・18日開催分)

○付託議案審査 4件

部局	(案) 上 程順	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
こども 未来部	1	第87号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	1	青木 子育て支援課長
	2	第88号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2	青木 子育て支援課長
	3	第89号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3	齋藤 保育サービス推進担当課長
議員 提案	4	議員提出第5号議案 大田区入学祝金支給条例		村石 委員

○補正予算案の説明 2件

部局	報告 順	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
委員会 教育	1	令和8年度一般会計第4次補正予算案の概要について (教育総務部)	1	松田 教育総務課長
未来こども 部	2	令和8年度一般会計第4次補正予算案の概要について (こども未来部)	1	濱田 こども未来課長

○所管事務報告 7件

部局	報告 順	件 名	資料 番号	説明者(所管課長名)
教育 委員会	6	「自閉症・情緒障害特別支援学級 (固定学級)」の新規開設について	1	八木 学務課長
	1	令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について	2	木下 指導課長

委員会 教育	2	区立小・中学校における学校用務業務等委託事業者の募集について	3	神谷 学校支援担当課長
	3	学校緊急連絡システムに関する誤配信について		齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
いづも未来部	4	令和9年度 児童館内学童保育の休止について	1	青木 子育て支援課長
	5	令和7年度 大田区指定管理者モニタリング結果（第三者評価実施年度）について	2	山本 おおたこども家庭センター長
	7	令和7年度指導監査（検査）結果報告書について	3	長岡 指導監査担当課長 丹野 保育サービス課長

こども文教委員会 令和 8 年 9 月 17・18 日
こども未来部 資料 1 番
所管 こども未来課

第 87 号議案 大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について

1 条例制定の理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営について、内閣府令（令和 7 年第 95 号）で定める基準に従い、各自治体は条例により運営に関する基準を定めることとされたため。

なお、条例が制定施行されるまでの間、内閣府令に定める基準を条例で定められた基準とみなすことができる経過措置が示されている。

2 条例案の内容

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準として、確認を受けた施設が給付にあたって遵守すべき事項について、別紙議案「大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」のとおり定める。

（構成）

第 1 章 総則（趣旨・一般原則）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（利用定員に関する基準、運営に関する基準）

第 3 章 雑則（電磁的記録等、委任）

3 施行日

公布の日から施行する。

第 87 号議案

大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条―第 32 条）

第 3 章 雑則（第 33 条・第 34 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適

切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、東京都、区、特定教育・保育施設等（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、1 時間当たりの利用定員（法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第 30 条の

16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。) が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して 1 月当たりの利用定員を定めるものとする。

第 2 節 運営に関する基準

(面談)

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第 1 項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第 5 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならな

い。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的

に提供される法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 30 条の 20 第 5 項（法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要す

る費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等

通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第 14 条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第 15 条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 16 条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する区への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事

業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対

し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に

規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。同項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。同項において同じ。)
又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質

問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った

処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第 18 条の規定による区への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雑則

(電磁的記録等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することがで

きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)

により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法

（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３ 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４ 特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１） 第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（２） ファイルへの記録の方式

５ 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６ 第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面

等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

こども文教委員会 令和 8 年 9 月 17・18 日
こども未来部 資料 2 番
所管 こども未来課

第 88 号議案 大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

1 改正理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

新旧対照表のとおり。

3 施行日

令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 72 号）新旧対照表

新	旧
○大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和 7 年 9 月 29 日 条例第 72 号 第 1 条から第 14 条まで （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力</u>	○大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和 7 年 9 月 29 日 条例第 72 号 第 1 条から第 14 条まで （略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第 15 条から第 29 条まで （略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。</u>	第 15 条から第 29 条まで （略）

こども文教委員会 令和 8 年 9 月 17・18 日
こども未来部 資料 3 番
所管 保育サービス課

第89号議案 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部
を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり。

3 施行予定年月日

令和 8 年12月25日から施行する。

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）

新旧対照表

新	旧
○大田区家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月 30 日 条例第38号	○大田区家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月 30 日 条例第38号
目次 （略）	目次 （略）
第 1 条から第12条まで （略）	第 1 条から第12条まで （略）
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u>	
<u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の</u> <u>16第 4 項において準用する法第21条の 5</u> <u>の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴</u> <u>力等（学校設置者等及び民間教育保育等事</u> <u>業者による児童対象性暴力等の防止等の</u> <u>ための措置に関する法律（令和 6 年法律第</u> <u>69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性</u> <u>暴力等をいう。以下この条において同じ。）</u> <u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われ</u> <u>た場合に利用乳幼児を適切に保護するた</u> <u>め、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と</u> <u>接する業務に従事する者のうち、支配性、</u> <u>継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該</u>	<u>第13条 削除</u>

新	旧
<u>利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第14条から第51条まで （略） 付 則 1 から 6 まで （略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和８年12月25日から施行する。</u> 別表第１及び第２ （略）	第14条から第51条まで （略） 付 則 1 から 6 まで （略） 別表第１及び第２ （略）

令和8年度 一般会計第4次補正予算案の概要について(教育総務部)

歳入

(単位:千円)

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	国庫支出金 国庫負担金 教育費負担金	子育てのための施設 等利用給付費	540,015	4,208	544,223	給付上限額の引き上げに伴う補助拡充のため。
2	都支出金 都負担金 教育費負担金	子育てのための施設 等利用給付費	270,007	2,104	272,111	給付上限額の引き上げに伴う補助拡充のため。
3	都支出金 都補助金 教育費補助金	保護者負担軽減補 助金	120,991	748	121,739	給付上限額の引き上げに伴う補助拡充のため。
合計			931,013	7,060	938,073	

歳出

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	教育費 教育総務費 幼児私学費	子育てのための施設 等利用給付	1,080,030	8,418	1,088,448	令和8年10月から国が給付上限額を引き上げるた め。
2		保護者負担軽減補 助	668,616	749	669,365	令和8年10月から国が給付上限額を引き上げるた め。
3	教育費 小学校費 学校施設建設費	校舎の改築等	13,140,934	△ 701,905	12,439,029	中東情勢の影響に伴う工期延伸及び資材価格の急 騰等により工事費等を見直すため。
4	教育費 中学校費 学校管理費	特別支援学級管理 運営	27,307	6,197	33,504	自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するため。
5	総務費 総務管理費 財産管理費	普通財産撤去工事	822,904	△ 151,036	671,868	中東情勢の影響に伴う工期延伸及び資材価格の急 騰等により工事費等を見直すため。
合計			15,739,791	△ 837,577	14,902,214	

債務負担行為補正
追加

(単位:千円)

No.	事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
1	入新井第二小学校取壊 し工事(第2期)	令和9年度	170,978	1 事業目的 入新井第二小学校取壊し工事(第2期) 2 事業内容 経費 274,578 本年度予算計上額 103,600 来年度債務負担額 170,978

廃止

(単位:千円)

No.	事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
1	入新井第二小学校改築 工事(第2期)	令和9年度～令和10 年度	2,043,283	1 事業目的 入新井第二小学校改築工事(第2期) 2 事業内容 経費 2,818,383 本年度予算計上額 775,100 来年度以降債務負担額 2,043,283

変更

(単位:千円)

No.		事項名	債務負担期間	限度額	事項説明
1	補正後	矢口西小学校取壊し工事(第2期)	令和9年度	54,000	1 事業目的 矢口西小学校取壊し工事(第2期) 2 事業内容 経費 90,000 本年度予算計上額 36,000 来年度債務負担額 54,000
	補正前	矢口西小学校取壊し工事(第2期)	令和9年度	43,649	1 事業目的 矢口西小学校取壊し工事(第2期) 2 事業内容 経費 72,649 本年度予算計上額 29,000 来年度債務負担額 43,649
2	補正後	馬込第三小学校及び(仮称)室生犀星資料館改築その他工事	令和9年度～令和12年度	10,976,551	1 事業目的 馬込第三小学校及び(仮称)室生犀星資料館改築その他工事 2 事業内容 経費 13,162,832 (うち教育総務部分 12,263,745) 本年度予算計上額 2,186,281 (うち教育総務部分 2,040,096) 来年度以降債務負担額 10,976,551 (うち教育総務部分 10,223,649)
	補正前	馬込第三小学校及び(仮称)室生犀星資料館改築その他工事	令和9年度～令和12年度	10,728,769	1 事業目的 馬込第三小学校及び(仮称)室生犀星資料館改築その他工事 2 事業内容 経費 12,915,050 (うち教育総務部分 12,030,945) 本年度予算計上額 2,186,281 (うち教育総務部分 2,040,096) 来年度以降債務負担額 10,728,769 (うち教育総務部分 9,990,849)
3	補正後	赤松小学校改築工事(東側校舎解体及び外構校庭整備工事等)	令和9年度	381,140	1 事業目的 赤松小学校改築工事に伴う東側校舎解体及び外構校庭整備工事等 2 事業内容 経費 652,635 本年度予算計上額 271,495 来年度債務負担額 381,140
	補正前	赤松小学校改築工事(東側校舎解体及び外構校庭整備工事等)	令和9年度	305,324	1 事業目的 赤松小学校改築工事に伴う東側校舎解体及び外構校庭整備工事等 2 事業内容 経費 503,624 本年度予算計上額 198,300 来年度債務負担額 305,324

令和8年度一般会計第4次補正予算案の概要について(こども未来部)

歳入

(単位:千円)

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	国庫支出金 国庫負担金 福祉費負担金	(1)子育てのための 施設等利用給付費	117,735	5,249	122,984	子ども・子育て支援法改正による補助上限額の 引き上げにより、収入の増額が見込まれるた め。
2	都支出金 都負担金 福祉費負担金	(1)子育てのための 施設等利用給付費	58,867	2,625	61,492	子ども・子育て支援法改正による補助上限額の 引き上げにより、収入の増額が見込まれるた め。
3	都支出金 都補助金 福祉費補助金	(1)認可外保育施設 利用支援事業	732,006	△ 8,756	723,250	認可外保育施設利用支援事業補助要綱の改正 による補助上限額の引き下げにより、収入の減 額が見込まれるため。
4	寄附金 寄附金 寄附金	(1)寄附金	0	7,572	7,572	令和8年4月1日から6月30日までに受領した寄 附金による歳入を増額補正するため。
	合計		908,608	6,690	915,298	

令和8年度一般会計第4次補正予算案の概要について(こども未来部)

歳出

(単位:千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	福祉費 児童福祉費 児童福祉総務費	(1)前年度国・都支出金 等返還金	0	34,053	34,053	令和7年度の各事業における国や都からの 超過交付分の返還を行うため。
2		(2)認可外保育施設等 利用給付	235,471	10,494	245,965	令和8年10月、改正子ども・子育て支援法施 行により、認可外保育施設等を利用した際 の利用料に対する施設等利用給付の上限 額が引き上がる。 また、上記を受けて令和8年5月、都の補助 金額が引き下げられることの通知があり、国 都の改正にあわせて、区の補助金額を改正 するため。
3		(3)認可外保育施設等 保護者負担軽減補助	981,417	△ 10,494	970,923	
	合計		1,216,888	34,053	1,250,941	

こども文教委員会 令和 8 年 9 月 17・18 日	
教育委員会事務局	資料 1 番
所管 学務課	

「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」の新規開設について

1 概要

「大田区特別支援教育推進計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」に掲げる多様な学びの場と機会の充実に向けた取組として、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の新規設置を行う。

令和 8 年 5 月 1 日現在、大田区では自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を小学校 3 校、中学校 1 校に設置している。

中学校は 1 校のみのため、新規開設は喫緊の課題であり、これまで調整を行ってきた。令和 9 年度入級申込が想定を上回り、既存の蒲田中学校のみでは受入困難となり、適切な支援体制を迅速に整備する必要があることから、通常の新規開設準備スケジュールを前倒しし、令和 9 年 4 月の開設を目指すこととなった。

2 設置予定校

田園調布中学校

3 開設予定日

令和 9 年 4 月 1 日

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について

個別目標 1

- ・「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 80.1% 中 72.3% 大田区：小 76.4% 中 70.5%】
- ・「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 81.8% 中 67.6% 大田区：小 81.1% 中 68.1%】
- ・「5 年生まで（1、2 年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 77.6% 中 78.8% 大田区：小 77.4% 中 79.4%】

個別目標 2

- ・「将来、積極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりしたい」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 45.4% 中 34.1% 大田区：小 45.3% 中 40.3%】

個別目標 3

- ・「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 85.6% 中 84.0% 大田区：小 87.1% 中 85.8%】
- ・国語、算数・数学の平均正答率及び IRT スコア（中学校英語のみ）

小学校	国語	算数	中学校	国語	数学	IRT スコア
大田区	65	63	大田区	66	60	523
東京都（公立）	65	63	東京都（公立）	68	62	530
全 国（公立）	60.9	56.4	全 国（公立）	63.9	57.0	499
東京都との比較	≧	≧	東京都との比較	↓	↓	↓

- ・国語、算数・数学の観点別平均正答率

小学校	国語		算数		中学校	国語		数学	
観点	知・技	思・判・表	知・技	思・判・表	観点	知・技	思・判・表	知・技	思・判・表
大田区	65.3	64.0	67.3	50.0	大田区	66.6	66.2	65.4	42.1
東京都（公立）	65.8	64.1	67.1	51.1	東京都（公立）	67.6	67.6	67.4	45.8
全 国（公立）	62.0	60.1	60.1	45.4	全 国（公立）	64.2	63.7	63.0	39.1

個別目標 4

- ・「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 85.7% 中 85.4% 大田区：小 84.9% 中 85.6%】
- ・「学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 85.7% 中 87.0% 大田区：小 84.4% 中 86.5%】
- ・「国語の授業の内容はよく分かる」と答えた児童・生徒の割合
【東京：小 81.5% 中 76.8% 大田区：小 80.2% 中 79.7%】
- ・「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 91.4% 中 90.9% 大田区：小 91.8% 中 91.0%】
- ・「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思う」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 87.3% 中 85.2% 大田区：小 83.9% 中 87.0%】

個別目標 5

- ・「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた児童・生徒の割合
【全国：小 70.6% 中 71.9% 大田区：小 73.5% 中 75.8%】

区立小・中学校における学校用務業務等委託事業者の募集について

1 募集理由について

区立小・中学校において適正な施設の維持管理及び整備を行い、児童・生徒の安全・安心及び清潔で快適な学習環境をつくるため、学校用務業務等委託事業者を募集する。

2 委託実施校について

- (1) 新規委託校 小学校 2 校、中学校 0 校
- (2) 既委託校（3 年目） 小学校 6 校、中学校 0 校
- (3) 既委託校（6 年目） 小学校 4 校、中学校 0 校
- (4) 既委託校（9 年目） 小学校 4 校、中学校 4 校
- (5) 既委託校（12 年目） 小学校 4 校、中学校 4 校

令和 9 年度新規委託校		既委託校（3 年目）	既委託校（6 年目）	既委託校（9 年目）	既委託校（12 年目）
小	田園調布小学校	大森第五小学校	山王小学校	開桜小学校	馬込小学校
	調布大塚小学校	大森東小学校	馬込第二小学校	大森第三小学校	馬込第三小学校
		羽田小学校	矢口小学校	小池小学校	梅田小学校
		萩中小学校	矢口東小学校	清水窪小学校	池上小学校
		東六郷小学校			
		南六郷小学校			
中				大森第一中学校	馬込中学校
				羽田中学校	大森第四中学校
				雪谷中学校	馬込東中学校
				大森第十中学校	貝塚中学校

3 募集について

- (1) 募集方法
公募プロポーザル方式（業者提案方式）とする。
- (2) 応募資格
校務・庶務的業務、施設維持・修繕業務、特殊清掃・害虫駆除業務等の受託実績がある事業者とする。
- (3) 選定方法
学校用務業務等委託業者選定委員会において、書類審査及び面接審査を行い選定する。
- (4) 選定スケジュール（予定）

	月 日	項 目
1	令和 8 年 10 月 7 日（水）	実施要領の公表（～11 月 12 日）
2	令和 8 年 10 月 14 日（水）	事業者説明会開催
3	令和 8 年 10 月 7 日（水） ～11 月 12 日（木）	企画提案書受付期間
4	令和 8 年 12 月 4 日（金）	選定委員会・第一次審査（書類審査）
5	令和 8 年 12 月 23 日（水）	選定委員会・第二次審査（面接審査）
6	令和 9 年 3 月	委託対象校での引継ぎ準備
7	令和 9 年 4 月 1 日（木）	学校用務業務等の委託開始

こども文教委員会 令和 8 年 9 月 17・18 日	
こども未来部	資料 1 番
所管 子育て支援課	

令和 9 年度 児童館内学童保育の休止について

以下の児童館において、近隣の放課後ひろばにおける利用状況等を鑑み、学童保育の受入れを休止する。

(令和 8 年 9 月時点)

施設	住所	定員	
		現在 (利用者)	令和 9 年 4 月
大森北児童館	大森北 3-25-2	80 名 (33 名)	学童保育 (休止)
入新井第一 放課後ひろば	大森北 4-6-7 (入新井第一小内)	120 名※ (88 名)	120 名
入新井第五 放課後ひろば	大森北 6-4-8 (入新井第五小内)	80 名 (48 名)	80 名
中央八丁目児童館	中央 8-29-4	70 名 (4 名)	学童保育 (休止)
池上第二 放課後ひろば	中央 8-9-1 (池上第二小内)	80 名 (78 名)	90 名

※大森北四丁目複合施設（入新井第一小学校内）のⅡ期工事竣工に伴い、令和 8 年 9 月から、既存定員 80 名を 120 名に拡充。

こども文教委員会 令和8年9月17・18日
こども未来部 資料2番
所管 おおたこども家庭センター

令和7年度 大田区指定管理者モニタリング結果（第三者評価実施年度）について

1 東京都福祉サービス第三者評価について

（1）指定管理者

社会福祉法人 大洋社

代表者 理事長 齋藤 弘美

所在地 大田区大森南四丁目10番4号

指定期間 令和3年4月から令和8年3月まで

（2）第三者評価実施施設

母子生活支援施設

ア 大田区立母子生活支援施設①

イ 大田区立母子生活支援施設②

（3）第三者評価機関

特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク

（千代田区九段南三丁目4番5号 ビラ・アペックス市ヶ谷701）

（4）評価結果（別紙1のとおり）

- ・利用者調査（母親調査、児童調査）
- ・組織マネジメント
- ・サービス分析
- ・事業者が特に力を入れている取組み

2 モニタリング結果について（別紙2-①及び2-②のとおり）

大田区立母子生活支援施設①

調査項目	第三者評価	所管課
利用者調査 (母親調査、児童調査)	アンケート調査の結果から、支援の提供について肯定的な回答が得られている項目が多く、施設への満足度について「大変満足」の回答が最も多い。	適切に対応されている。
組織マネジメント	利用者の意向を把握するための工夫がされており、苦情解決制度の革新に着手している点を評価した。	適切に対応されている。
サービス分析	退所時の不安が軽減され、円滑に地域生活に移行できるよう、計画に基づき支援している点を評価した。	適切に対応されている。
事業者が特に力を入れている取り組み	関係機関と連携した地域支援により、子どもや母親の生活の幅を広げる取組を行っている。	適切に対応されている。

大田区立母子生活支援施設②

調査項目	第三者評価	所管課
利用者調査 (母親調査、児童調査)	アンケート調査の結果から、支援の提供について肯定的な回答が得られている項目が多く、施設への満足度について「満足」の回答が最も多い。	適切に対応されている。
組織マネジメント	外国籍や障害のある方などの声を反映する仕組み・取組を行っている点を評価した。	適切に対応されている。
サービス分析	こどもの最善の利益を第一に、自立目標と定期面談を踏まえた自立支援計画を作成している点を評価した。	適切に対応されている。
事業者が特に力を入れている取り組み	人材育成計画を策定し、メンター制度とエルダー制度を併用して新人の育成を行っている。	適切に対応されている。

大田区指定管理者モニタリング結果(第三者評価実施年度)

評価対象年度	令和7年度
第三者評価実施月	令和8年3月

1 施設概要

施設名	大田区立母子生活支援施設①
指定管理者	名称 社会福祉法人 大洋社
	代表者 理事長 齋藤 弘美
	住所 大田区大森南四丁目10番4号
指定期間	令和3年4月 ～ 令和8年3月
施設の設置目的	母子のための児童福祉法第7条第1項に基づく児童福祉施設で、母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立を支援します。
施設の沿革	平成6年1月15日 開設 平成18年4月1日 指定管理者制度導入
担当部課 (問合せ先)	大田区こども未来部おおたこども家庭センター
	電話 03(6428)6893 FAX 03(6428)6894

2 東京都福祉サービス第三者評価結果に対する施設所管課所見

○東京都福祉サービス第三者評価の結果、「①利用者ファーストを常に念頭に置きながら、こどもの最善の利益の実現に向けて、世帯に寄り添った支援をしている」、「②地域貢献による地域のネットワークが、施設経営に相乗効果をもたらしている」、「③こどもと母親の心に思い出として残る楽しい行事を実施し、主体的に参加することで、自己肯定感を高めている」という点について、特に良好な評価を得ている。引き続き、利用者からの要望を丁寧に聞き取り、個別事情に合わせた適切な支援を行い、サービスの質の維持・向上に努められたい。

○様々な事情を抱える世帯や、見守りが必要な妊婦などに適切な支援を行うため、定期的な面談や母の会・こども会を開催し利用者の意向の把握を行っている。苦情解決制度の見直しも積極的に行っており、これまで施設内には苦情解決責任者あての意見箱と第三者委員あての専用ポストの2種類を設置していたが、令和7年度からはこどもに向けた「きかせてボックス」を新たに設置するなど、これまで以上にこどもに寄り添った支援サービスを実施している。こどもの権利擁護と最善の利益保障のため、こどもの意見聴取を行う工夫を続けるよう努められたい。

○地元自治会の防災訓練やお祭りなどの地域行事に積極的に参加し、周辺地域や関係機関と良好な関係を築いており、退所後の母子を地域で見守り支援するための連携体制を構築している。また退所後の母子に対するアフターケアにも力を入れており、令和6年度に増員した自立支援担当職員と心理療法担当職員が定期的に家庭訪問やプレイセラピーを実施している。今後も引き続き、地域と連携しながら母子の健康で明るい生活の援助及び自立に向けた支援の提供に努められたい。

3 財務状況に関する施設所管課所見

公認会計士による審査の結果、財務状況は良好との結果であった。
そのため、財務面からは当該施設の管理運営を適正に代行できる状況にあると判断する。

大田区指定管理者モニタリング結果(第三者評価実施年度)

評価対象年度	令和7年度
第三者評価実施月	令和8年1月

1 施設概要

施設名	大田区立母子生活支援施設②
指定管理者	名称 社会福祉法人 大洋社
	代表者 理事長 齋藤 弘美
	住所 大田区大森南四丁目10番4号
指定期間	令和3年4月 ～ 令和8年3月
施設の設置目的	母子のための児童福祉法第7条第1項に基づく児童福祉施設で、母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立を支援します。
施設の沿革	平成10年2月1日 開設 平成18年4月1日 指定管理者制度導入
担当部課 (問合せ先)	大田区こども未来部おおたこども家庭センター
	電話 03(6428)6893 FAX 03(6428)6894

2 東京都福祉サービス第三者評価結果に対する施設所管課所見

○東京都福祉サービス第三者評価の結果、「①こどもと母親が生活を楽しみ、親子の関係性構築にもつながる行事があり、主体的に参加して自己肯定感を高め達成感が得られている」、「②利用者が退所後も安心して暮らせるよう、アフターケア計画書に基づき、退所支援と退所後の切れ目ない支援継続に力を入れている」、「③職員がみんなで合議した行動指針手帳が、営為の積み重ねを経て、現在の人材育成プログラムの策定にまで繋がっている」という点について、特に良好な評価を得ている。引き続き、利用者からの要望を丁寧に聞き取り、個別事情に合わせた適切な支援を行い、サービスの質の維持・向上に努められたい。 ○退所後の母子に対するアフターケアに力を入れており、退所の半年前に関係機関職員が同席のうえ「アフターケア計画書」を作成し、令和6年度に増員した自立支援担当職員と心理療法担当職員が連携して退所後の母子の家庭訪問や心理支援を行っている。また、退所後もこども会や各種行事の案内を行っているほか、令和7年度からは母親のアフターケアを目的に退所した母の会を立ち上げ、退所した母親同士の交流や職員への現状報告の場を設けている。今後も引き続き、母子との繋がりを大切にした継続的な支援を行うよう努められたい。 ○年齢や国籍に応じた、利用者目線に立った個別の配慮を行っている。施設の利用方法を説明する「生活のしおり」は学齢用と乳幼児用のほか多言語版を用意しており、自立支援計画作成時の定期面談には必要に応じて通訳が同席するなど、様々な利用者の声を反映する仕組み・取組みを進めている。また、利用者の意見を適確に汲み取る職員の能力の向上のため研修を積極的に受講するなど、各職員のスキルアップにも力を入れており、人材育成計画に基づきメンター制度とエルダー制度を併用して新人の育成を行っている。今後も引き続き、当該取組みを通して職員の専門性の向上を目指し、母子の自立促進に努められたい。

3 財務状況に関する施設所管課所見

公認会計士による審査の結果、財務状況は良好との結果であった。 そのため、財務面からは当該施設の管理運営を適正に代行できる状況にあると判断する。
--

こども文教委員会 令和8年9月17・18日	
こども未来部	資料3番
所管 保育サービス課	

令和7年度指導監査（検査）結果報告書について

平成29年度から令和7年度までは、福祉部及びこども未来部が共同で前年度指導結果の報告書を作成していたが、今年度から保育サービス事業者等指導検査担当を福祉部に移管したため、標記の報告書は福祉部にて作成した。

1 目的

- (1) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者等における問題の発見と改善、再発防止の取組への有効活用を促す。
- (2) 福祉サービスが抱える課題や区の取組を体系的にまとめ、地域の社会福祉法人、福祉サービス事業者等に対する区民理解と適切な利用の促進を図る。

2 構成

社会福祉法人、介護保険・障害福祉・保育サービス事業者等の指導監査（検査）結果について作成

- (1) 第一章 指導監査（検査）の概要（1ページから4ページまで）
 - ア 指導監査（検査）の体系
 - イ 令和7年度の概況
- (2) 第二章 指導監査（検査）の結果（5ページから30ページまで）

社会福祉法人、介護保険・障害福祉及び保育サービス事業者等における実施状況、主な指摘事項、好事例
- (3) 第三章 資料編（31ページから66ページまで）
 - ア 社会福祉法人・福祉サービス事業所一覧
 - イ 令和8年度指導監査（検査）実施方針等

3 指導監査（検査）実施状況（「第二章 指導監査（検査）の結果」から抜粋）

	対象数	監査・検査 実施数	文書指摘あり (うち特別指導検査の指摘)
社会福祉法人	19 法人	7 法人	5 法人
介護保険サービス事業者等	866 事業所	78 事業所	56 事業所
障害福祉サービス事業者等	622 事業所	83 事業所	68 事業所
保育サービス事業者等	235 施設	100 施設	35(3)施設

(対象数：令和7年4月1日現在)

4 活用方法

区のホームページで公表するとともに、社会福祉法人及び福祉サービス事業者等への指導監査（検査）、集団指導等において活用する。

令和7年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監査（検査）結果報告書

令和8年9月

大田区福祉部

はじめに

平成 29 年 4 月 1 日から、社会福祉法人制度を改革する改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人には、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施など、様々な対応が求められるようになりました。

区では、「区内に主たる事務所を置き、その行う事業が区の区域を越えない社会福祉法人」の所轄庁として、社会福祉法第 56 条に基づき、社会福祉法人の指導監査を実施しています。これは、社会福祉法人の適正な運営を確保するため、法人の育成に主眼をおいて実施するものであり、区民の皆様が社会福祉法人の施設・サービスを安心して利用していただけるよう、地域における福祉サービスの水準向上を目標としています。

また、区民の皆様が、安心して福祉サービスをご利用いただけるよう、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者及び保育サービス事業者等に対して、サービスの質の確保及び法令等に基づく適正な事業実施に向けた指導検査を実施しています。

本報告書は、令和 7 年度に実施した社会福祉法人指導監査及び福祉サービス事業者等指導監査（検査）の結果について、主な改善内容のうち指摘件数が多かった事項や、指摘事項の具体事項例を中心に取りまとめたものです。

社会福祉法人及び福祉サービス事業者等の役員・職員、その他運営に携わる皆様には、本報告書を参考に、問題の早期発見と自主的な改善の取組にご活用いただければ幸いです。

区民の皆様には、福祉サービスが抱える課題や区の取組についてご理解いただき、地域の社会福祉法人や福祉サービス事業者等への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 8 年 4 月 1 日からは、保育サービス事業者等に係る検査事務をこども未来部保育サービス課から福祉部福祉管理課へ移管・集約しました。今後とも、指導監査（検査）体制の強化と、公正かつ効果的・効率的な指導監査（検査）に取り組んでまいります。

目次

第一章	指導監査（検査）の概要	1
1	指導監査（検査）の体系	1
2	令和7年度の概況	3
第二章	指導監査（検査）の結果	5
1	社会福祉法人	5
(1)	令和7年度実施状況	6
(2)	主な指摘事項	7
(3)	好ましい事例	8
2	介護保険サービス事業者等	9
(1)	令和7年度実施状況	9
(2)	主な指摘事項	10
3	障害福祉サービス事業者等	15
(1)	令和7年度実施状況	15
(2)	主な指摘事項	16
4	保育サービス事業者等	25
(1)	令和7年度実施状況	25
(2)	主な指摘事項	26
(3)	好ましい事例	29
第三章	資料編	31
資料1	社会福祉法人制度改革	31
資料2	社会福祉法人・福祉サービス事業者等	34
資料3	令和8年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針	41
資料4	令和8年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針	46
資料5	令和8年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針	49
資料6	令和8年度 大田区保育サービス事業者等指導検査実施方針	51
資料7	主な社会福祉施設・事業等の概要	56
資料8	各種参考情報	64
区	の指導監査（検査）に関する連絡先	67

第一章 指導監査（検査）の概要

1 指導監査（検査）の体系

社会福祉法人に対する指導監査は、国が指導監査の目的や実施方法等を定めた「社会福祉法人指導監査実施要綱」及びその別紙である「指導監査ガイドライン」に従い実施することとされています。区では、「社会福祉法人指導監査実施要綱」を補足する「大田区社会福祉法人指導監査実施要領」を定めるとともに、監査対象法人の選定基準や重点項目等を「実施方針」（P41～）として定め、これらに基づき指導監査を実施しています。

また、区における福祉サービスは、社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等多様な主体が提供しています。区では、各施設・事業者別に、それぞれの根拠法や設備運営に関する基準、国や東京都等の通知等に基づき指導監査（検査）を実施しています。

種別	社会福祉法人に対する指導監査	福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）		
対象	社会福祉法人	施設・事業所		
根拠	社会福祉法	介護保険法	障害者総合支援法 児童福祉法	児童福祉法 子ども・子育て支援法
要綱	・社会福祉法人指導監査実施要綱	・大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱 ・大田区介護保険サービス事業者等監査実施要綱	・大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱	・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱 ・大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱
方針	毎年度策定する「実施方針」			
基準等	・指導監査ガイドライン	・指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所等指導検査基準	・指定障害者支援施設等、指定障害福祉サービス事業所等指導検査基準	・保育サービス事業者等指導検査基準

第一章 指導監査（検査）の概要

社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）を実施方法から分類すると、主に以下のようない種類になります。

- ア 実地指導（一般指導監査）：法人・施設等の所在地において行う、最も一般的な指導検査
- イ 集団指導（連絡会等）：事業者等を一定の場所に集めて講習会方式等で実施するほか、オンラインによる動画配信等により実施
- ウ 監査（特別指導監査）：法令等の違反、著しく適正を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査

2 令和7年度の概況

<社会福祉法人>

区による社会福祉法人指導監査業務は、東京都から事務移管された平成25年度から開始しました。また、平成29年4月1日からは、社会福祉法人制度改革が本格的に実施され、各社会福祉法人においては、定款に基づく評議員会や理事会の開催、財務諸表等電子開示システムの運用、地域における公益的な取組の実施等、さまざまな対応が求められています。

区は所轄庁として、法人が自主性・自律性を持った運営ができるよう、役員等の選任、評議員会・理事会の運営、役員等への報酬の支給、会計処理及び計算書類の作成が法令等に基づき適正に行われているか等を重点項目として指導監査を実施しました。また、集団指導（連絡会）については、所轄する社会福祉法人19法人すべてを対象に集合形式で1回、オンライン形式で1回の計2回実施しました。各回において、法人運営に関する事項及び区が実施する福祉施策等の説明を行うとともに、各法人が直面する課題とその対応策を共有し、各法人の事業運営の参考となるよう努めました。

所轄庁としての認可等事務については、2法人から定款変更認可申請、1法人から社会福祉充実計画承認申請、1法人から基本財産担保提供承認申請、1法人から税額控除証明申請があり、それぞれ審査の上、認可・承認等を行いました。

今後も、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施等の制度改革事項の達成に向けて、指導、助言等を継続していきます。

<介護・障がい>

平成12年度に介護保険法制度がはじまり、障害分野においては平成18年度に障害者自立支援法、平成25年度からは障害者総合支援法が施行されました。区内では、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の多様な事業者が福祉サービスを提供しています。区では、区民の皆様が質の高い福祉サービスを利用できるように、事業者に対して、法令基準等に基づき適正なサービス提供が行われるよう指導しています。また、悪質な法令違反や明らかな不正請求を行った事業所には行政処分等を行う場合もありますが、令和7年度は大田区で行政処分を行った事例はありませんでした。

実地指導は、サービス利用者の尊厳保持の視点から、身体的拘束の廃止に向けた取組や虐待の未然防止に向けた取組が図られているか、人員配置基準は適正か、報酬請求は適正か等を重点項目として実施しました。また実地指導に加え、事業種別毎の集団指導を実施しています。令和7年度については、居宅介護支援、地域密着型サービス（地域密着型通所介護）、計画相談支援及び障害児相談支援の各事業種別に対し、勤務体制にかかわらず、より多くの事業所職員の方に受講いただけるように、eラーニング及びYou Tubeの大田区公式チャンネルによる動画配信にて実施しました。

<保育>

平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援法の施行に伴い「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、大田区においても各特定教育・保育施設（認可保育所）及び特定地域型保育施設（小規模保育所、事業所内保育施設）の指導検査を平成 28 年 9 月から本格的に開始し、認証保育所及び認可外保育施設についても、令和 3 年 9 月から指導検査を開始しました。

令和 7 年度は、利用することの安全・安心を第一にした重点検査項目として、

運営関係では、① 職員の確保及び処遇、② 安全計画に基づく災害対策、安全確保、③ 適正な情報提供・情報開示、④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止、保育内容の関係では、① 保育所保育指針に基づく保育、② 児童一人一人に応じた保育の徹底、③ 安全対策の徹底、会計経理関係では、① 「経理等通知」等の遵守、② 計算書類・会計帳簿の適正な作成、③ 処遇改善等加算通知・キャリアアップ補助金交付要綱の遵守を重点項目として実施しました。

集団指導については、集合形式で実施するとともに、運営法人や保育園の職員にも視聴いただけるようにオンラインによる動画配信形式を併用し、認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所、定期利用保育室、認証保育所及び認可外保育施設について実施しました。

第二章 指導監査（検査）の結果

1 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。社会福祉法人は、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉事業の実施や地域における公益的な取組の実践等を通じて、地域において主体的な役割を果たしていくことが期待されています。

このため、社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行い、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施しています。

（指導監査のポイント）

- ・役員等選任関係書類の整備

社会福祉法人の評議員・理事・監事が適切な者であることを確認するため、履歴書等の書類をチェックします。

- ・法令及び定款に従った法人運営

社会福祉法及び定款に従った事業運営や意思決定が行われていることを確認するため、評議員会・理事会の議事録等をチェックします。議事録は経営組織のガバナンスを確認するための重要な書類です。

- ・計算関係書類の適正な整備

財務規律の強化のためには、会計処理及び計算関係書類の作成が適切に行われることが前提です。

- ・適切な情報提供

事業運営の透明性を確認するため、現況報告書や計算書類等が備置き・閲覧・公表されていることをチェックします。

主たる事務所が大田区内にあり、その行う事業が大田区の区域を越えない社会福祉法人については、大田区長が所轄庁と定められています（社会福祉法第30条第1項）。大田区長が所轄する社会福祉法人の数は、以下のように推移しています。

（各年度4月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法人数	19	19	19	19	19

大田区長が所轄する社会福祉法人の一覧については、[第三章資料編資料2（P34～）](#)をご覧ください。

第二章 社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）の結果

（１）令和７年度実施状況

ア 一般指導監査

平成 28 年度までは、所轄する社会福祉法人に対して原則として２年に１回、指導監査を実施することとされていましたが、平成 29 年度以降は、指導監査の標準化に向けた国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定に伴い、原則として３年に１回、指導監査を実施することとしています。

令和 7 年度は、所轄する社会福祉法人 19 法人のうち、7 法人に対して一般指導監査を行いました。

（対象法人数は令和 7 年 4 月 1 日現在）

対象法人数	指導監査数（a）	うち文書指摘法人数（b）	文書指摘率（b/a）
19	7	5	71.4%

イ 集団指導

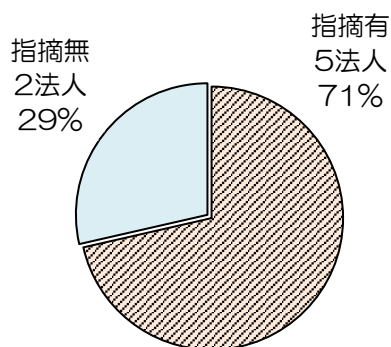
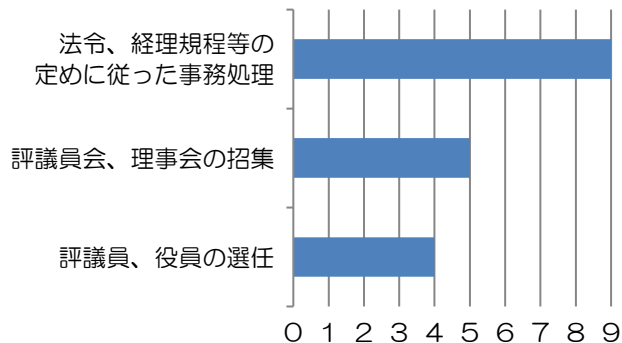
所轄する社会福祉法人 19 法人を対象に、社会福祉法人指導連絡会を開催し、集団指導を行いました。

実施回	項目	内容
第 1 回	開催日	令和 7 年 8 月 27 日
	開催場所	大田区役所本庁舎 2 階 201・202 会議室
	内容	・第 7 次大田区地域福祉活動計画について ・令和 6 年度法人監査における指摘事項について ・令和 7 年度財務諸表等電子開示システム届出状況 ・令和 7 年度大田区地域協議会について ・令和 7 年度社会福祉法人指導監査の実施方法等について
	出席法人数	19
	出席率	100.0%
第 2 回	開催日	令和 8 年 2 月 3 日
	開催場所	オンライン
	内容	・民生委員児童委員について ・法人運営における留意事項 ・令和 7 年度決算に向けての留意事項 ・社会福祉法人からの実施報告（法人経営の課題及びその取組等について）
	出席法人数	18
	出席率	94.7%

(2) 主な指摘事項

以下に記載した指摘事項は「指導監査ガイドライン」に基づくものです。

文書指摘の有無（法人数）

文書指摘内訳（件数）
（上位3項目）

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 法令、経理規程等の定めに従った事務処理・・・9件	
◆ 予算の執行に当たり、年度の途中で予算との乖離が見込まれる場合は、補正予算を編成しなければならない。しかし、編成した補正予算と決算額との間に軽微な範囲とは言えない乖離が生じていた事例があった。	当該法人では、次年度以降、補正予算の精度の向上を図るため、決算見込みが把握できる時期に最終補正予算を編成することとしました。
➤ 評議員会、理事会の招集・・・5件	
◆ 評議員会の招集については、理事会の決議により、①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③評議員会の目的である事項に係る議案の概要を定め、招集通知に記載しなければならない。しかし、評議員会の議案の概要について、理事会の決議を得ず、また、招集通知に記載していない事例があった。	当該法人では、次回の評議員会以降、法令に従い、必要な事項について理事会の決議を得て、招集通知に記載することとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 評議員、役員の選任・・・4件 ◆ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任監事の過半数の同意を得なければならない。しかし、監事2名のうち1名から同意書を徴収していない事例があった。	当該法人では、次回の選任時以降、在任監事2名から同意書の提出を受けることとしました。

(3) 好ましい事例

➤ 理事長等の職務執行状況の報告（※1）の充実 ◆ 結果の報告だけでなく、施設運営や専決事項の状況・経緯等の詳細について、独自に作成した資料に基づき説明していた。	
➤ 地域における公益的な取組（※2）の効果 ◆ 地域における公益的な取組の実践により、法人が地域に貢献するだけでなく、利用者が地域関係者との接点を持つことにより、自己肯定感及び作業意欲の向上等の効果があった。	
➤ 書類や帳票等の整理・保存の徹底 ◆ 運営に関する書類（理事会・評議員会議事録、役員・評議員選任関係書類等）及び会計に関する書類（計算書類、会計帳簿、証憑書類等）が、それぞれ適切に整理・保存されていた。	

(用語解説)

※1 理事長等の職務執行状況の報告・・・理事長及び業務執行理事は法人の業務執行権限を持つため、この権限の行使が適正であるかどうかを理事会が監督するための重要な手続として、理事会において自己の職務の執行状況について、3箇月に1回以上（定款において毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上とすることができる。）報告することが求められている。

※2 地域における公益的な取組・・・全ての社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、社会福祉法第24条第2項において、「社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫に基づき、多様な地域貢献活動が行われている。

2 介護保険サービス事業者等

(1) 令和7年度実施状況

介護保険サービス事業者等に対する指導検査は、虐待防止の徹底及び身体的拘束等の適正化の推進、人員基準、設備基準・運営基準関係、介護報酬関係、計画の適切な作成、介護職員の処遇改善、業務管理体制を重点項目として、以下のとおり実施しました。

ア 実地指導

令和7年度は866事業所中78事業所に対して、実地での指導を実施しました。

（対象事業所数は令和7年4月1日現在）

事業種別	対象事業所数	実地指導数（a）	うち文書指摘事業所数（b）	文書指摘率（b/a）
（ア）施設サービス	26	5	2	40.0%
（イ）在宅サービス	677	60	42	70.0%
（ウ）居宅介護支援	163	13	12	92.3%
合 計	866	78	56	71.8%

イ 集団指導

令和7年12月から令和8年1月まで、オンラインによる動画配信形式（eラーニング及びYouTube大田区公式チャンネル）により実施しました。

（ア）主な内容

- ・指導について
- ・実地指導における主な指摘事項
- ・令和6年度介護報酬改定における改定事項

（イ）受講状況

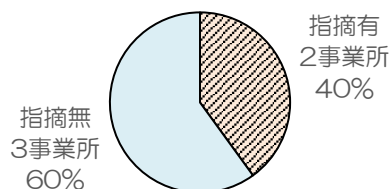
種 別	対象事業所数（a）	うち受講事業所数（b）	受講率（b/a）
地域密着型通所介護	90	85	94.4%
居宅介護支援	148	147	99.3%
合 計	238	232	97.5%

(2) 主な指摘事項

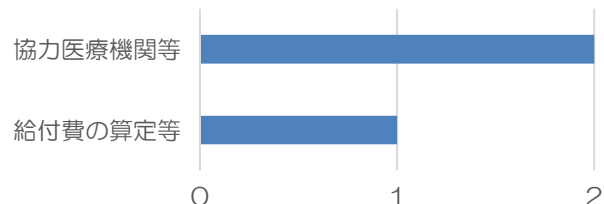
ア 施設サービス

施設サービスとして、介護老人福祉施設 5 事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳（件数）
(上位2項目)

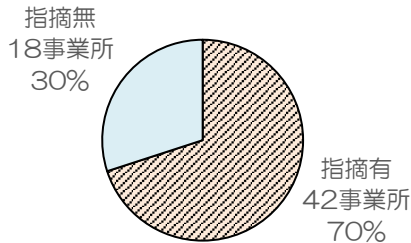


指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 協力医療機関等・・・2件 ◆ 協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応の確認が1年に1回以上行われていない事例があった。	当該事業所では、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等の対応を確認することとしました。
➤ 給付費の算定等・・・1件 ◆ 褥瘡マネジメント加算の算定要件の一つである、褥瘡が認められ、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成することについて、多職種が共同して、作成していることが不明確な事例があった。	当該事業所では、褥瘡ケア計画を作成した際は、作成に関わった各職種の者が押印すること等により、多職種で作成していることを明確化することとしました。

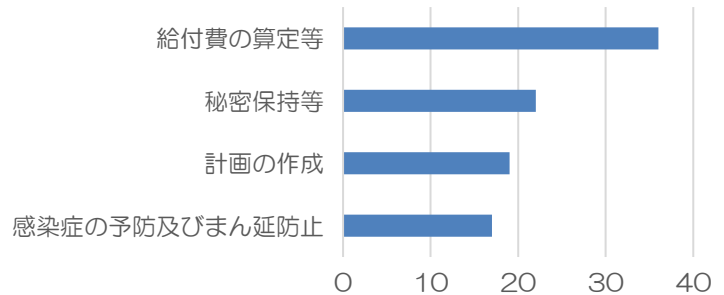
イ 在宅サービス

在宅サービスとして、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の60事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳（件数）
(上位4項目)



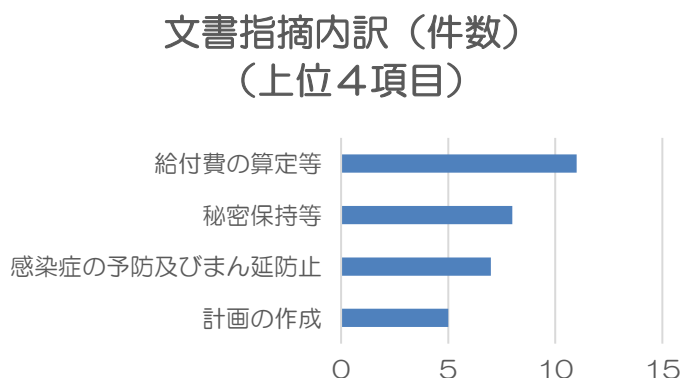
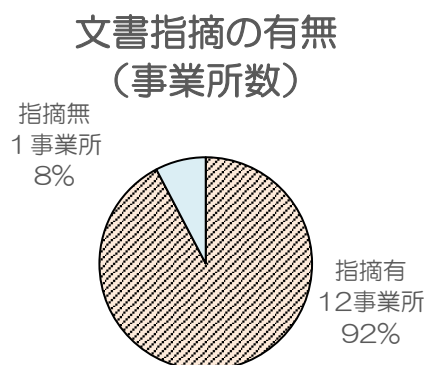
指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定等・・・36件（訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）	
◆ 規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていないため、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければならないにもかかわらず、減算していない事例があった。	当該事業所では、高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算することとしました。
◆ 個別機能訓練加算の算定要件のうち、以下の要件を満たしていない事例があった。 ・計画作成後、3月ごとに1回以上利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して、個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。 ・個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）を作成すること。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認し、正確な請求をすることとしました。
◆ 初回加算の以下の要件を満たしていない事例があった。 ・訪問介護計画を作成すること。 ・サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認

指摘の具体事項例	主な改善内容
訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行うこと又は訪問介護員が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行すること。	し、正確な請求をすることとしました。
➤ 秘密保持等・・・22件（訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護） ◆ 従業者が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置を講じていない事例があった。 ◆ サービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて、利用者やその家族の同意を得る必要があるが、個人情報を用いているにもかかわらず、利用者や利用者の家族について、個人情報を用いる場合の同意が、あらかじめ文書により得られていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業者について、取り交わすこととしました。 当該事業所では、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を使用する場合には、あらかじめ文書にて同意を得ることとしました。
➤ 計画の作成・・・19件（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護） ◆ 介護計画の作成に関して、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を定めること。 ◆ 介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成し、介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。	当該事業所では、介護計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 感染症の予防及びまん延防止・・・17件（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護） ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていない事例があった。 ・委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・指針を整備すること。 ・研修及び訓練を定期的実施すること。	当該事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための措置を適切に講じることとしました。

ウ 居宅介護支援

居宅介護支援として、13事業所に対して、実地指導を行いました。



指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定等・・・11件 ◆ 退院・退所加算について、カンファレンスに出席した職種が不足している事例や利用者が入院していないにもかかわらず当該加算を算定している事例があった。 ◆ 規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていないため、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければならないにもかかわらず、減算していない事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は加算の算定要件を改めて確認し、正確な請求をすることとしました。 当該事業所では、高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算することとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 秘密保持等・・・８件 ◆ 従業員が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置を講じていない事例があった。 ◆ サービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて、利用者やその家族の同意を得る必要があるが、個人情報を用いているにもかかわらず、利用者や利用者の家族について、個人情報を用いる場合の同意が、あらかじめ文書により得られていない事例があった。 当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業員について、取り交わすこととしました。 当該事業所では、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を使用する場合には、あらかじめ文書にて同意を得ることとしました。	
➤ 感染症の予防及びまん延防止・・・７件 ◆ 感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていない事例があった。 ・委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・指針を整備すること。 ・研修及び訓練を定期的実施すること。 当該事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための措置を適切に講じることとしました。	
➤ 計画の作成・・・５件 ◆ 居宅サービス計画の作成に関して、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）すること。また、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。 ◆ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性をサービス担当者会議等において検討し、福祉用具貸与が必要な理由を居宅サービス計画に記載すること。 当該事業所では、居宅サービス計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。	

3 障害福祉サービス事業者等

(1) 令和7年度実施状況

障害福祉サービス事業者等に対する指導検査は、虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進、人員基準、設備基準・運営基準関係、自立支援給付関係、福祉・介護職員等の処遇改善、業務管理体制を重点項目として、以下のとおり実施しました。

ア 実地指導

令和7年度は622事業所中83事業所に対して、実地での指導を実施しました。（令和6年度対応中の2事業所含む）

（対象事業所数は令和7年4月1日現在）

種 別	対象事業所数	実地指導数 (a)	うち文書指摘 事業所数 (b)	文書指摘率 (b/a)
(ア) 障害者支援施設等	90	5	5	100.0%
(イ) 障害福祉在宅サービス事業	331	44	35	79.5%
(ウ) 相談支援事業	84	11	11	100.0%
(エ) 障害児通所支援事業	117	23	17	73.9%
合 計	622	83	68	81.9%

イ 集団指導

令和7年12月から令和8年1月まで、オンラインによる動画配信形式（eラーニング及びYouTube 大田区公式チャンネル）により実施しました。

(ア) 主な内容

- ・指導について
- ・実地指導における主な指摘事項について
- ・令和6年度から改定した主な事項について

(イ) 受講状況

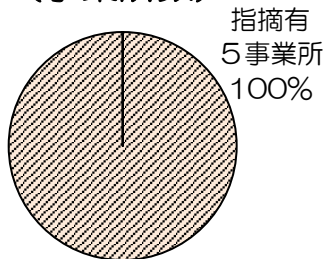
種 別	対象事業所数 (a)	受講事業所数 (b)	受講率 (b/a)
計画相談支援	48	47	97.9%
障害児相談支援	25	24	96.0%
合 計	73	71	97.3%

(2) 主な指摘事項

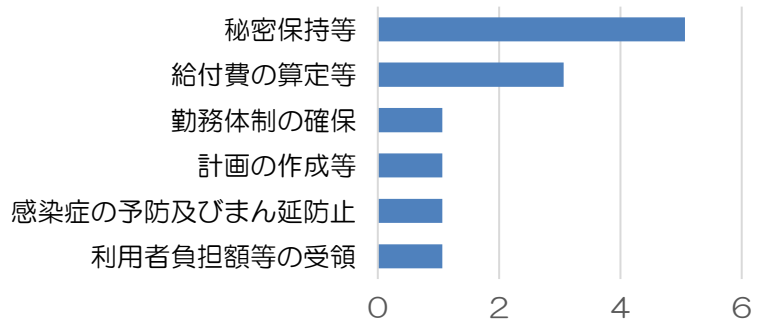
ア 障害者支援施設等

障害者支援施設等として、就労継続支援B型の5事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳（件数）
(上位6項目)



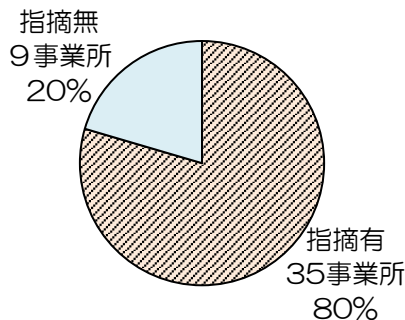
指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 秘密保持等・・・5件	
◆ 従業員が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないが、一部従業員について、必要な措置を講じていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業員について、取り交わすこととしました。
◆ サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を使用しているにもかかわらず、個人情報の使用同意を、あらかじめ、利用者家族から文書で得ていない事例があった。	当該事業所では、今後は、個人情報の使用同意書に家族代表欄を設けた新たな様式にて同意を得ることとし、既利用者についても、同様の様式を用いて、利用者及びその家族に説明し、同意を得ることとしました。
➤ 給付費の算定等・・・3件	
◆ 利用者の急な欠席の場合に職員が電話等で状況確認を行ったり、次回利用に向けての相談支援を行った際に算定可能な欠席時対応加算について、契約日以前に当該加算を算定している事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後加算の算定をする際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
◆ 新規に指定を受けた事業所における就労継続支援 B 型サービス費を、支援の提供を開始してから6 月間、平均工賃月額が 10,000 円未満の単位で算定していない事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は請求する際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。
➤ 勤務体制の確保・・・1 件	
◆ ハラスメント防止のための方針の明確化及び窓口の整備を行っていない事例があった。	当該事業所では、ハラスメントの防止のための指針を作成し、相談に対応する担当者を定めました。また、これらを従業者に周知することとしました。
➤ 計画の作成等・・・1 件	
◆ 指定特定相談支援事業所等に、就労継続支援 B 型計画を交付していない事例があった。	当該事業所では、就労継続支援 B 型計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。
➤ 感染症の予防及びまん延防止・・・1 件	
◆ 感染症の予防及びまん延防止のための措置として、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していない事例があった。	当該事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置を適切に講じることとしました。
➤ 利用者負担額等の受領・・・1 件	
◆ 食事の提供に要する費用について、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得ていることが明確に確認できない事例があった。	当該事業所では、今後は、食事の提供に関する内容及び費用を記載した文書により、支給決定障害者に説明し同意を得ることとしました。

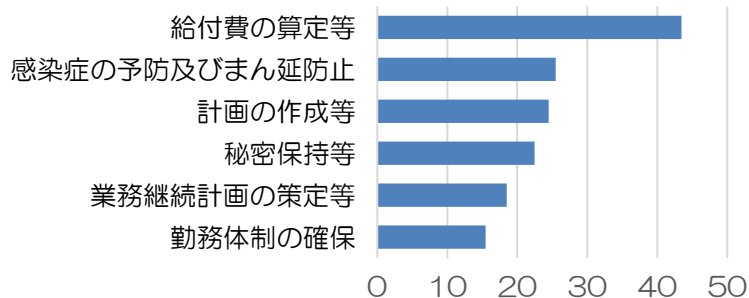
イ 障害福祉在宅サービス事業

障害福祉在宅サービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助の44事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳（件数）
(上位6項目)



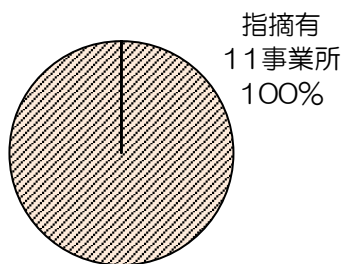
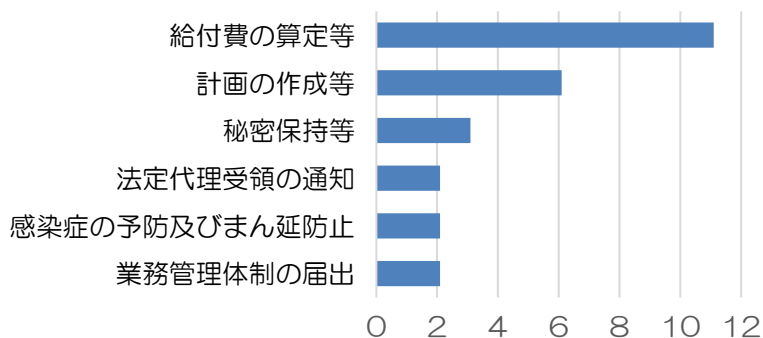
指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定等・・・43件（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助）	
◆ サービス提供していることが確認できない事例及び他のサービスと重複して給付費を算定している事例、実際のサービス提供時間とは異なる区分で給付費を算定している事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は請求する際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。
◆ 規定されている身体拘束等の廃止・適正化を図るための措置が講じられていないため、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければならないにもかかわらず、減算していない事例があった。	当該事業所では、身体拘束等の廃止・適正化を図るための措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算することとしました。
◆ 規定されている虐待防止措置が講じられていないため、虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければならないにもかかわらず、減算していない事例があった。	当該事業所では、虐待防止措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算することとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 感染症の予防及びまん延防止・・・25 件 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助） ◆ 感染症が発生し、又はまん延しないために必要な以下の措置の全部又は一部が適切に講じられていない事例があった。 ・委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・指針を整備すること。 ・研修及び訓練を定期的実施すること。	当該事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置を適切に講じることとしました。
➤ 計画の作成等・・・24 件 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助） ◆ 居宅介護計画等の作成に関して、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画等を作成していない事例があった。 ◆ 居宅介護計画等の作成に当たって、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにしていない事例があった。	当該事業所では、居宅介護計画等に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。
➤ 秘密保持等・・・22 件 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助） ◆ 従業者が退職後も含めて正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないが、一部従業者について、必要な措置を講じていない事例があった。 ◆ サービス担当者会議等並びに他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者及び利用者家族に関する情報を提供しているにもかかわらず、個人情報の使用同意を、あらかじめ利用者及び利用者家族から文書で得ていない事例があった。	当該事業所では、秘密保持に関する誓約書を取り交わしていない従業者について、取り交わすこととしました。 当該事業所では、今後は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合には、あらかじめ文書にて同意を得ることとしました。また、個人情報の使用同意書に家族代表欄を設けた新たな様式にて同意を得ることとし、既利用者についても、同様の様式を用いて、利用者及びその家族に説明し、同意を得ることとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 業務継続計画の策定等・・・18件（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）	
◆ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための措置の全部又は一部が適切に講じられていない事例があった。 ・業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 ・研修及び訓練を定期的実施すること。	当該事業所では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための必要な措置を適切に講じることとしました。
➤ 勤務体制の確保・・・15件（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助）	
◆ ハラスメント防止のための方針の明確化及び窓口の整備を行っていない事例があった。	当該事業所では、ハラスメントの防止のための指針を作成し、相談に対応する担当者を定めました。また、これらを従業者に周知することとしました。

ウ 相談支援事業

相談支援事業として計画相談支援と障害児相談支援の11事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
（事業所数）文書指摘内訳（件数）
（上位6項目）

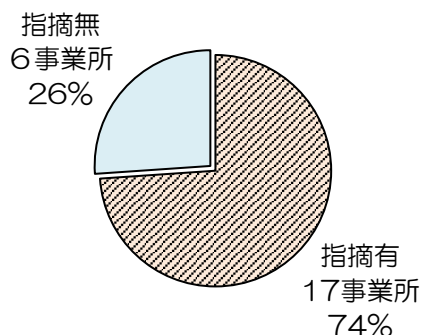
指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定等・・・11件（計画相談支援、障害児相談支援）	
◆ 指定サービス利用支援費及び指定継続サービス利用支援費等の算定要件のうち、以下の要件を満たしていない事例があった。 ・アセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等。 ・サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取。 ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者等及び担当者への交付。 ◆ 初回加算の算定に当たり、当該加算を以前に算定した月から6月間において、利用者が障害福祉サービス等を利用しているにもかかわらず、当該加算を算定している事例があった。 ◆ サービス提供時モニタリング加算の算定に当たり、相談支援専門員が、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合にもかかわらず、当該加算を算定している事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後は請求する際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。 当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後加算の算定をする際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。 当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後加算の算定をする際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。
➤ 計画の作成等・・・6件（計画相談支援、障害児相談支援）	
◆ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画等の作成に関する、以下の業務が適切に行われていない事例があった。 ・アセスメントに当たって、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うこと。 ・利用者の意向を踏まえた効果的かつ現実可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、サービス等利用計画案の内容について、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を聴取すること。	当該事業所では、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 秘密保持等・・・3件 （計画相談支援）	
◆ サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を使用しているにもかかわらず、個人情報の使用同意を、あらかじめ、利用者家族から文書で得ていない事例があった。	当該事業所では、今後は、個人情報の使用同意書に家族代表欄を設けた新たな様式にて同意を得ることとし、既利用者についても、同様の様式を用いて、利用者及びその家族に説明し、同意を得ることとしました。
➤ 法定代理受領の通知・・・2件 （計画相談支援、障害児相談支援）	
◆ 事業者が法定代理受領した障害福祉サービスに係る介護給付費の額を、支給決定障害者等に対し通知していない事例があった。	当該事業所では、今後は、介護給付費を法定代理受領した際には、当該支給決定障害者等に対して介護給付費の額の通知をすることとしました。また、同様の事例がないか確認しました。
➤ 感染症の予防及びまん延防止・・・2件 （計画相談支援、障害児相談支援）	
◆ 感染症が発生し、又はまん延しないために必要な以下の措置の全部又は一部が適切に講じられていない事例があった。 ・委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 ・指針を整備すること。 ・研修及び訓練を定期的実施すること。	当該事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置を適切に講じることとしました。
➤ 業務管理体制の届出・・・2件 （計画相談支援）	
◆ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない事例があった。	当該事業所では、業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出ることとしました。

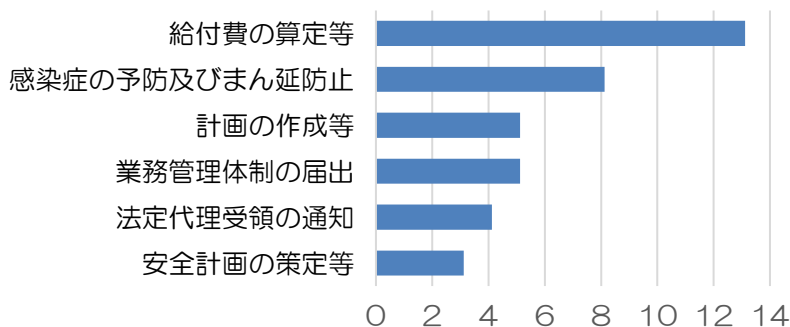
エ 障害児通所支援事業

障害児通所支援事業として児童発達支援、放課後等デイサービスの23事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳（件数）
(上位6項目)



指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 給付費の算定等・・・13件（児童発達支援、放課後等デイサービス）	
◆ 児童指導員等加配加算の算定に当たり、障害児通所給付費の算定に必要とする員数が不足しているにもかかわらず当該加算を算定している事例や、障害児通所給付費の算定に必要とする員数に加えて児童指導員等を1以上配置せずに当該加算を算定している事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後加算の算定をする際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。
◆ 専門的支援体制加算の算定に当たり、障害児通所給付費の算定に必要とする員数に加えて、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後加算の算定をする際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。
◆ 家族支援加算の算定に当たり、通所支援計画に当該加算について位置付けていない事例及び相談援助を行った日時、相談内容の要点に関する記録を行っていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例があった。	当該事業所では、適切な請求となるよう誤りのあった請求を取り下げて、正しい請求を行いました。また、同様の事例がないか確認しました。今後加算の算定をする際は、確認を徹底し、再発防止に努めていくこととしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 感染症の予防及びまん延防止・・・８件 （児童発達支援、放課後等デイサービス）	
◆ 感染症が発生し、又はまん延しないために必要な以下の措置の全部又は一部が適切に講じられていない事例があった。 ・委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・研修及び訓練を定期的を実施すること。	当該事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置を適切に講じることとしました。
➤ 計画の作成等・・・５件 （児童発達支援、放課後等デイサービス）	
◆ 通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に通所支援計画を交付していない事例があった。	当該事業所では、児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画に関する一連の業務を確認し、適切に業務を行っていくこととしました。
➤ 業務管理体制の届出・・・５件 （児童発達支援、放課後等デイサービス）	
◆ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない事例があった。	当該事業所では、業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出ることとしました。
➤ 法定代理受領の通知・・・４件 （児童発達支援、放課後等デイサービス）	
◆ 事業者が法定代理受領した障害福祉サービスに係る介護給付費の額を、支給決定障害者等に対し通知していない事例があった。	当該事業所では、今後は、介護給付費を法定代理受領した際には、当該支給決定障害者等に対して介護給付費の額の通知をすることとしました。また、同様の事例がないか確認しました。
➤ 安全計画の策定等・・・３件 （児童発達支援、放課後等デイサービス）	
◆ 障害児の安全の確保を図るために必要な以下の措置の全部又は一部が適切に講じられていない事例があった。 ・安全計画を策定すること。 ・安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的を実施すること。 ・通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 ・定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	当該事業所では、障害児の安全の確保を図るための必要な措置を適切に講じることとしました。

4 保育サービス事業者等

(1) 令和7年度実施状況

ア 実地指導

区が認可する地域型保育事業（表の（イ）小規模保育所と（ウ）事業所内保育所）は、1年度以内に1回以上の実地指導が法定されています。保育サービス事業者等に対する指導検査は、職員の確保及び処遇、安全対策の徹底及び事故発生時の対応、「経理等通知」等が遵守されているかを重点項目として、以下のとおり実施しました。

（対象施設数は令和7年4月1日現在）

区分	種 別	対象施設数	実地指導数 (a)	うち文書指摘 施設数 (b)	文書指摘率 (b/a)
認可 保育 施設	(ア) 私立認可保育所	155	52	18	34.6%
	(イ) 小規模保育所	25	25	6	24.0%
	(ウ) 事業所内保育所	3	3	2	66.7%
	小 計	183	80	26	32.5%
認可 外 保育 施設	(エ) 定期利用保育室	3	3	0	0.0%
	(オ) 認証保育所	34	11	5	45.5%
	(カ) 認可外保育施設	15	6	1	16.7%
	小 計	52	20	6	30.0%
	合 計	235	100	32	32.0%

また、令和7年度は、上記（ア）私立認可保育所のうち3施設に対して、実地指導とは別に特別指導検査を実施し、それぞれ文書による指摘を行いました。

イ 集団指導

集合形式とオンラインによる動画配信形式を併用して実施しました。

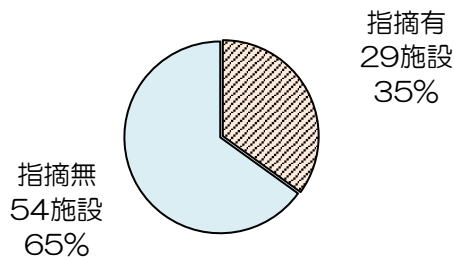
種 別	対象施設数	主な内容
私立認可保育所	155	① 大田区における指導検査の概要の説明 ② 実地検査における確認内容、主な指導事項とその注意点等 ・運営管理 ・保育内容 ・会計経理（認可外を除く。）
小規模保育所 事業所内保育所	28	
認証保育所	34	
認可外保育施設・ 定期利用保育室	18	

(2) 主な指摘事項

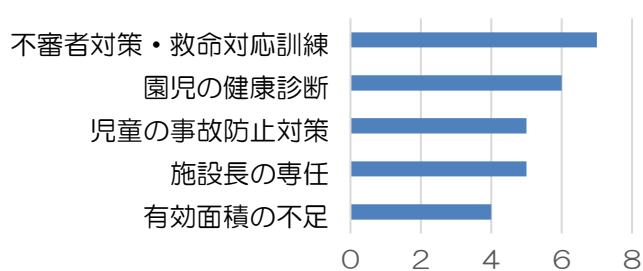
ア 私立認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所

令和7年度は183施設中80施設に実地指導を行い、3施設に特別指導検査を行いました。

文書指摘の有無
(施設数)



文書指摘内訳（件数）
(上位5項目)



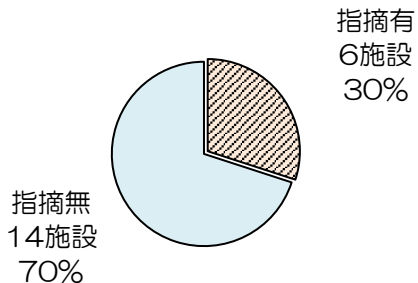
指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 不審者対策・救命対応訓練・・・7件	
◆ 不審者対策訓練を実施していなかった。 各保育施設は、安全計画に定める不審者対策訓練を年度ごとに行わなければならないが、実施していない事例があった。	当該保育施設では、検査後に不審者対策訓練を実施するとともに、訓練の年間計画や安全計画に組み込むこととしました。
◆ 救命対応訓練を実施していなかった。 各保育施設は、安全計画に定める救命対応訓練を年度ごとに行わなければならないが、実施していない事例があった。	当該保育施設では、検査後に救命対応訓練を実施するとともに、訓練の実施状況の周知・確認を行うことで、訓練の未実施を防ぐ体制を整備することとしました。
➤ 園児の健康診断・・・6件	
◆ 園児の定期健康診断が未実施の児童がいた。	当該保育施設では、定期健康診断、歯科健康診断を行う際に、全園児の実施状況が把握できるチェック表を作成し、責任者（施設長や看護師）が確認した上で、未実施の児童がいた場合は、臨時の健康診断を行う等し、適切に実施することとしました。
◆ 歯科健康診断が未実施の児童がいた。 各保育所は、入所児童に対し、定期健康診断や、歯科健康診断を行わなければならないが、未実施である児童がいた。	

指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 児童の事故防止対策・・・５件	
◆ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期点検を実施していない事例があった。 ◆ 水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、プール指導等を行う者とは別に、専ら監視を行う者を配置すべきところ、配置していない事例があった。	当該保育施設では、チェックリストを作成し、定期確認を行うとともに確実に記録として残すことを徹底しました。また、職員会議でも職員への周知を図り、安全点検の重要性と事故防止対策に努めることを確認しました。 当該保育施設では、水遊び日誌を作成し「監視者」の担当者を記録に残せるようにし、手順と安全についての再確認を全職員で行い、事故防止に努めることとしました。
▶ 施設長の専任・・・５件	
◆ 施設長が保育シフトに入っていて、運営管理業務に専従していない事例があった。 施設長は運営管理業務への専従が定められており、保育業務に従事することはできないが、施設長が保育シフトに入っており、専任しているとは言えない勤務実態となっていた。	当該保育施設では、施設長がシフトに入らなくても良い保育体制を確保するため、職員の採用活動に取り組むこととしました。
▶ 有効面積の不足・・・４件	
◆ 保育室の有効面積が、在籍児に見合う基準面積を下回っていた。 乳児室又はほふく室は、乳児又は満２歳に満たない幼児１人につき３.３平方メートル以上、保育室又は遊戯室は満２歳以上の幼児１人につき１.９８平方メートル以上の有効面積を確保するものと規定されている。 しかし、有効面積に含めることができない収納・ピアノ等が配置されていたことにより、保育室等の有効面積が、在籍児に見合う基準面積を下回っていた。	当該保育施設では、保育室内の物品配置の見直しを行い、有効面積に含めることができない収納・ピアノ等について、保育室からの撤去・移動や、使用時以外は常設しない運用を図ることで、基準面積以上の有効面積の確保に取り組むこととしました。

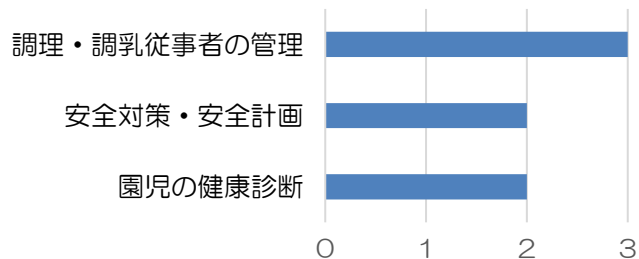
イ 定期利用保育室、認証保育所、認可外保育施設

令和 7 年度は 52 施設中 20 施設に実地指導を行いました。

文書指摘の有無 (施設数)



文書指摘内訳（件数） (上位3項目)



指摘の具体事項例	主な改善内容
➤ 調理・調乳従事者の管理・・・3件	
◆ 調理・調乳従事者の検便が未実施の月があった。 調理・調乳担当者については、月に1回以上の検便検査を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便が未実施の月がある事例があった。	当該保育施設では、調理従事者が月1回以上の検便を適切に実施するために、責任者（施設長や衛生管理者）は検便結果を確認した上で調乳業務に従事させることとしました。
◆ 調理・調乳従事者の健康チェックを確認できない月があった。 調理・調乳担当者については、食品衛生上必要な健康状態の把握のため、健康チェックを毎日行い記録しなければならないが、健康チェックの実施を確認できない事例があった。	当該保育施設では、責任者（施設長や衛生管理者）が、調理従事者の健康チェック書類の確認を行い、押印することとしました。また、保存しておくべき書類を廃棄しないよう、施設長が責任をもって管理することとしました。
➤ 安全対策・安全計画・・・2件	
◆ 消火訓練を実施していない月があった。 各保育施設は、避難訓練及び消火訓練の双方を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、消火訓練を実施していない月がある事例があった。	当該保育施設では、毎月の避難訓練のはじめに消火訓練を行うよう訓練フローの見直しを行い、消火訓練の確実な実施に取り組むこととしました。
◆ 安全計画が保護者に対して周知されていなかった。 各保育施設は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならないが、周知されていない事例があった。	当該保育施設では、安全計画を園の入口に掲示することで、安全計画に基づく取組の内容等について保護者への周知を図ることとしました。

指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 園児の健康診断・・・2件	
◆ 入所時の健康診断が未実施である児童がいた。 ◆ 定期健康診断が未実施である児童がいた。 各保育所は、入所児童に対し、入所時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を行わなければならないが、未実施である児童がいる事例があった。	当該保育施設では、入所時の健康診断及び定期健康診断が、未実施にならないよう、またその結果を確実に保管するよう、施設長だけではなく、職員間にもチェックしてもらうなどの体制を整備することとしました。

(3) 好ましい事例

▶ 運営管理	
◆ 安全計画について、職員に対しては、毎月の職員会議や訓練の機会にその月の重点事項を振り返っていた。また、保護者に対しては、安全計画を掲示していつでも見られるようにしており、保護者会等でも園の取り組みについて説明をしていた。園だより等で、園の安全に対する取り組みを紹介するとともに、家庭においても安全についてお話しする機会を設けるように促していた。	
◆ 安全計画の各項目に、実績を手書きする様式にして、進捗を管理していた。	
◆ 消火訓練について、年に1度消防署に協力してもらい、屋外で園児が見ている中で、対象に向けて実際に消火器を使用するような訓練形態を取っていた。また、園児に消防車に乗ってもらうなどのイベントも取り入れ、児童の意識啓発にも努めていた。	
◆ 不審者対策訓練で、警察署の職員に協力してもらい、防犯グッズの紹介、不審者への対応を体験するような訓練を実施していた。	
▶ 保育内容	
◆ 指導計画、保育日誌の記録の仕方について全職員が共通理解のもと記載できるように定期的に研修（確認）を実施していた。記録内容も充実し、結果、業務軽減にもつながっているということだった。	
◆ こどもの食事の状況を調理師や栄養士が毎日見に行っていた。食材の大きさや形態はこどもにあっていいるか、喫食状況を見て、担当保育士の話聞き、必要に応じて食べさせ方を伝えるようにした。担当保育士とより連携を取り合えるようになり、誤嚥、窒息防止への意識が高まったとのことであった。	
◆ 定期健康診断及び歯科健康診断を実施後、チェック表に記載し、欠席した未受診児童を園長と看護師がダブルチェックして、把握し後日受診できるような体制をつくっていた。	
◆ 4月の入所時及び年度途中に入所する児童の健康診断を保護者に受けてもらう時は、チェック表を基に行っていた。健康診断記録用紙を渡した日、受け取った日、確認者名を記載するような様式を作成し、担任及び事務所の職員がダブルチェックを行い漏れのないようにしていた。	

	◆ 窒息につながりやすい玩具や小物を保育環境下に置いていないか確認できるように、各クラスに誤嚥チェッカーを用意し、常に目にしやすい場所に設置していた。職員の意識も高まり、安全点検の際にはより具体的に確認することができるようになったとのことあった。 ◆ 散歩記録は、園で記録するものだけでなく、持参用を作成した。それにより、散歩先でも複数回、確実に人数確認を実施し、記録することで置き去り防止に努めているということであった。
➤ 会計経理	◆ 個人情報を含む重要資産である、パソコン、タブレット、カメラ、SD カードなどについて、「遅番チェックリスト」を用いて、毎日、実在していることを確認していた。 ◆ 資産の数や重要性、園の規模等に応じて、毎日ではなくても定期的（週次・月次・半年毎など）に実施するチェック項目や、本部等からの巡回職員が来所時にチェックする項目に含めていた。

第三章 資料編

資料1 社会福祉法人制度改革

平成 28 年 3 月 31 日に公布された、社会福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）に基づく新しい社会福祉法人制度は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、平成 18 年の公益法人制度改革も踏まえて、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の改革が行われたものです。

なお、平成 29 年 4 月 1 日に施行された改正法の主な内容は次のとおりです。

（「※」については平成 28 年 4 月 1 日施行）

（1）経営組織のガバナンスの強化

ア 議決機関として、全ての社会福祉法人に評議員会を設置

- ・評議員会は、役員（理事及び監事）及び会計監査人の選任・解任、役員報酬の決定、定款変更、解散、合併等の重要事項を決議することとした。
- ・役員又は当該社会福祉法人の職員と評議員との兼務を禁止することとした。
- ・評議員の数は、理事の員数を超える数とした。
- ・サービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人については、評議員の定数について経過措置（平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までは 4 人以上）を適用できることとした。
- ・評議員の任期は 4 年（定款の定めにより 6 年まで延長可能）とし、再任も可能とした。

イ 役員又は評議員の権限・責務・責任の明確化

- ・理事会の職務は、社会福祉法人の業務の執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職とした。
- ・理事長及び理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事に選定されたものは、原則として 3 月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会へ報告することとした。
- ・役員等又は評議員の社会福祉法人及び第三者に対する損害賠償責任を規定した。

ウ 親族等特殊の関係のある者の役員・評議員への選任の制限に係る規程を整備した。

エ 法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計が 30 億円を超える又は法人単位貸借対照表の負債の部合計が 60 億円を超える社会福祉法人（特定社会福祉法人）は、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の設置を義務化した。

(2) 事業運営の透明性の向上

- ア 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とした。
 イ 閲覧請求者の範囲を利害関係人から国民一般に拡大した。
 ウ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とした。

	改正前	改正後
備置き・閲覧	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監査報告	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤事業報告・決算附属明細書 ⑥監査報告 ⑦現況報告書 ⑧役員区分ごとの報酬総額 ⑨定款 ⑩役員等名簿 ⑪役員報酬基準 ⑫事業計画書 ⑬（社会福祉充実残額）算定シート
公表 （法人又は所属団体ホームページ）	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書 ④役員区分ごとの報酬総額 ⑤定款 ⑥役員等名簿 ⑦役員報酬基準 ⑧社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場合のみ）

(3) 財務規律の強化

ア 適正かつ公正な支出管理の確保

- ・役員及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めなければならないことを規定した。
- ・評議員、理事、監事、職員等の社会福祉法人の関係者への特別な利益供与を禁止した。（※）

イ いわゆる内部留保の明確化

- ・貸借対照表の純資産の額から、事業の継続に必要な財産額を控除した額を「社会福祉充実残額」として明確化した。

ウ 社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資

- ・社会福祉充実残額を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・充実に係る「社会福祉充実計画」の作成を義務付けた。
- ・「社会福祉充実計画」の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士等への意見聴取を義務付けた。
- ・地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を作成する場合は、地域公益事業の内容及び需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴くことを義務付けた。
- ・「社会福祉充実計画」は、会計年度終了後3月以内に所轄庁に申請することとした。

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定した。(※)

(5) 行政の関与の在り方

ア 社会福祉法人に関する認可等の権限移譲

- 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を、地方厚生局から都道府県に移譲した。(※)

イ 所轄庁による指導監督の機能強化

- 勧告等の指導権限規定を追加した。(※)

ウ 国及び都道府県の役割を明確化

- 国は都道府県知事及び区市長に対して、都道府県知事は区市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施を支援することを規定した。
- 都道府県知事は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況等について調査分析を行い、必要な統計その他の資料を作成することを規定した。
- 都道府県知事は、所轄庁に対し、社会福祉法人の活動の状況等について情報の提供を求めることができることを規定した。

資料2 社会福祉法人・福祉サービス事業者等

(1) 大田区長が所轄庁である社会福祉法人の一覧

各法人の詳細については、以下のページをご覧ください。

大田区ホームページ>生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導
監査(検査) >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報(大田区内に主たる
事務所があるもの)



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjininfo/index.html>

(令和8年4月1日現在)

法人名(ふりがな)	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
大田区社会福祉協議会 (おおたくしゃかいふくしきょうぎかい)	地域福祉	西蒲田七丁目 49番2号	社会福祉協議会
池上長寿園 (いけがみちようじゅえん)	介護	仲池上二丁目 24番8号	〈養護老人ホーム〉養護老人ホーム池上長寿園 〈特養、短期入所生活介護〉特別養護老人ホーム池上他6か所 〈軽費老人ホーム〉大田区立軽費老人ホームおおもり園 〈通所介護〉池上高齢者在宅サービスセンター他7か所 〈訪問介護〉ヘルパーステーション池上長寿園南蒲田 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護〉定期巡回池上長寿園24 〈居宅介護支援〉ケアプランセンター池上長寿園南蒲田事業所 〈地域包括支援センター〉大田区地域包括支援センター羽田他9か所
響会 (ひびきかい)	介護	上池台五丁目 7 番1号	〈特養、短期入所生活介護〉好日苑 〈通所介護〉好日苑デイサービスセンター 〈訪問介護〉好日苑ヘルパーステーション 〈居宅介護支援〉好日苑ケアプランセンター 〈地域包括支援センター〉大田区地域包括支援センター嶺町他5か所

法人名（ふりがな）	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
白陽会 （はくようかい）	介護	矢口一丁目 23 番 12 号	〈特養、短期入所生活介護〉ゴールデン鶴亀ホ ーム 〈通所介護〉高齢者在宅サービスセンターや ぐち南 〈居宅介護支援〉ケアプランたんぽぽ 〈地域包括支援センター〉大田区地域包括支 援センターやぐち他 1 か所
松風会 （しょうふうかい）	介護	大森西四丁目 12 番 1 号	〈特養、短期入所生活介護〉花みずき
大田幸陽会 （おおたこうようか い）	障がい 介護	大森南二丁目 15 番 1 号	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 （就労継続支援 B 型、就労移行支援、生活 介護等）のぞみ園他 8 か所 （共同生活援助）障害者生活ホーム他 1 か 所 〈移動支援等〉ケアサポート幸陽 〈特定相談支援〉相談支援室さんさん幸陽他 1 か所 〈訪問介護〉ケアサポート幸陽
プシケおおた （ぷしけおおた）	障がい	西蒲田四丁目 4 番 1 号	〈一般相談支援、特定相談支援、地域活動支 援センター〉かまた生活支援センター他 1 か 所 〈障害福祉在宅サービス事業等〉 （共同生活援助）ホームプシケ （就労継続支援 B 型）クッキングワーク街 の駅
みな実福社会 （みなみふくしかい）	障がい	東六郷一丁目 26 番 13 号	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 （就労継続支援 B 型）みどり作業所他 2 か 所
ヒューマン・ネットワ ーク結 （ひゅーまん・ねっと わーくゆい）	障がい	西蒲田四丁目 4 番 1 号 2 階	〈障害福祉在宅サービス事業等〉 （就労継続支援 B 型、就労移行支援） ENTAS 〈特定相談支援〉 ENTAS

法人名（ふりがな）	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
蒲田保育園 （かまたほいくえん）	保育	蒲田一丁目 20 番 6 号	〈認可保育所〉第一蒲田保育園他 2 か所
恒明会 （こうめいかい）	保育	池上一丁目 13 番 3 号	〈認可保育所〉桐里保育園
なかよし会 （なかよしかい）	保育	東糺谷四丁目 2 番 14 号	〈認可保育所〉なかよし保育園他 1 か所
島田福祉会 （しまだふくしかい）	保育	大森北三丁目 3 番 5 号	〈認可保育所〉島田保育園他 3 か所
なぜの木会 （なぜのきかい）	保育	大森東五丁目 2 番 11 号	〈認可保育所〉子どもの家保育園他 2 か所
みくに会 （みくにかい）	保育	下丸子三丁目 21 番 17 号	〈認可保育所〉丸子ベビー保育園
行道福祉会 （ぎょうどうふくしか い）	保育	西六郷四丁目 20 番 6 号	〈認可保育所〉よいこの保育園
扶壮会 （ふそうかい）	保育	西蒲田四丁目 27 番 2 号	〈認可保育所〉蒲田音楽学園保育園他 2 か所
わかば	保育 障がい	大森中一丁目 14 番 1 号	〈認可保育所〉そらのいえ保育園他 1 か所 〈障害児通所支援〉にじのいえ
いまいすみ	保育	南久が原二丁目 30 番 5 号	〈認可保育所〉鵜の木いまいすみ保育園

(2) 区内介護保険サービス事業所数

(令和8年4月1日現在)

事業種別	事業所数	事業種別	事業所数
介護老人福祉施設	19	通所リハビリテーション	12
介護老人保健施設	5	訪問リハビリテーション	7
介護医療院	2	短期入所療養介護	6
訪問介護	137	認知症対応型通所介護	19
訪問入浴介護	8	地域密着型通所介護	96
通所介護	81	認知症対応型共同生活介護	43
短期入所生活介護	20	小規模多機能型居宅介護	8
特定施設入居者生活介護	67	看護小規模多機能型居宅介護	1
福祉用具貸与	31	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
特定福祉用具販売	30	夜間対応型訪問介護	2
訪問看護	97	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5
		居宅介護支援	161
		合 計	857

個別事業所の連絡先等の詳細については、大田区介護事業者情報検索システムで検索できます。

大田区介護事業者情報検索システム

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 介護保険制度 > 介護サービス・介護予防サービス提供事業所一覧 のページに、システムの入り口があります。



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/jyousyaitiran.html>

各事業種別の内容につきましては、資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要（介護関係はP56～）をご覧ください。

(3) 区内障害福祉サービス事業所数

(令和8年4月1日現在)

事業種別	事業所数	事業種別	事業所数
施設入所支援	2	行動援護	11
生活介護	16	重度障害者等包括支援	0
自立訓練（機能訓練）	2	短期入所（ショートステイ）	8
自立訓練（生活訓練）	3	自立生活援助	4
宿泊型自立訓練	1	共同生活援助（グループホーム）	47
就労選択支援	1	計画相談支援	45
就労移行支援	13	障害児相談支援	21
就労継続支援（A型）	3	地域移行支援	7
就労継続支援（B型）	37	地域定着支援	6
就労定着支援	12	児童発達支援	48
療養介護	0	居宅訪問型児童発達支援	1
居宅介護（ホームヘルプ）	125	保育所等訪問支援	10
重度訪問介護	104	放課後等デイサービス	75
同行援護	33	合 計	635

個別事業所の連絡先等の詳細については、東京都障害者サービス情報、大田区障害児通所支援事業所一覧、移動支援協定締結事業者一覧で検索できます。

東京都障害者サービス情報

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>



障害児通所支援事業所一覧（大田区内）

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hattatsu/jigyousyoitiran.html>



移動支援協定締結事業者一覧

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/seikatsushien/seikatsuken/seikatsuken/idoushien.html>



各事業種別の内容につきましては、資料7主な社会福祉施設・事業等の概要（障がい福祉関係はP59～）をご覧ください。

(4) 区内保育サービス施設数（指導検査対象種別）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

種 別		保育施設数
特定教育・保育施設	私立認可保育所	155
特定地域型保育施設	小規模保育事業	25
	事業所内保育事業	3
特定子ども・子育て支援施設等	定期利用保育室	2
	認証保育所	34
	認可外保育施設（上記以外で福祉管理課法人指導担当が検査を所管する施設のみ）	14
合 計		233

個別施設の連絡先等の詳細については、【[大田区のホームページ](#) > 生活情報 > 妊娠・出生・子育て > 保育（一時保育を含む） > 保育施設に入所を希望する方へ（一時保育含む）】をご覧ください。



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu_nyukibo/index.html

各事業種別の内容につきましては、[資料 7 主な社会福祉施設・事業等の概要（保育施設関係は P 63）](#)をご覧ください。

資料3 令和8年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針

令和8年3月3日 7福福発第13279号 福祉部長決定

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下及び地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法が平成29年4月1日に全面施行された。

このことから区は、法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、より一層経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の向上及び適正かつ公正な支出管理等、制度改正項目の定着並びに法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

2 一般監査の重点項目

（1）法人運営

ア 定款

（ア）法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。

（イ）定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、区の認可を受けて行われているか。

イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程類の策定が行われているか。

ウ 評議員

（ア）適正な手続により選任又は解任されているか。

（イ）要件を満たす者が選任されているか。

（ウ）評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。

エ 評議員会

（ア）評議員会の日時や場所等が理事会の決議により定められているか。

（イ）法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

（ウ）決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

（エ）決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていないかを法人が確認しているか。

（オ）法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

オ 理事

（ア）適正な手続により選任又は解任されているか。

（イ）要件を満たす者が選任されているか。

（ウ）理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続により行われているか。

（エ）理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。

(オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。

カ 監事

(ア) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ているか。

(イ) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。

(ウ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

キ 理事会

(ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。

(イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。）。

(ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(エ) 決議に特別の利害関係を有する理事が加わっていないかを法人が確認しているか。

(オ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

(カ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

(ア) 特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めているか。

(イ) 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。

ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

(ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。

(イ) 役員の報酬等の額は、定款又は評議員会の決議により定められているか。

(ウ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。

(エ) 評議員及び役員の報酬等が定められた額及び支給基準に従って支給され、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。

イ 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。

ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。

エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

(ア) 所轄庁の承認を経ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。

(イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。

(ウ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。

(エ) 理事長等が他の事業を営んでいる場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

(ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

(ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続により、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。

(エ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(オ) 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。

(カ) 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。

(キ) 借入金の償還が確実になされているか（償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。）。

(ク) 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。

(ケ) 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

(4) その他

ア 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別な利益を与えていないか。

イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

ウ 定款、役員等報酬基準、現況報告書、役員等名簿、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

エ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 監査の実施方法

(1) 対象法人

区長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、原則として運営及び会計担当により編成する。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則として概ね実施日の2週間前までに到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別に定める。

(カ) 延長及び省略等

社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号の別添）に基づき、一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略等について、判断する。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行うこととする。

原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

原則として課長級にある者を班長とする職員 3 名以上の検査員により検査班を編成する。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和 8 年 4 月 1 日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定基準

(ア) 社会福祉法人指導監査実施要綱に定める一般監査の実施の周期に該当する法人

(イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

(オ) 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある法人

(キ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人

(ク) 新設かつ施設整備中の法人

(ケ) 区から民間移譲された施設を運営する法人

(コ) 当該法人が運営する施設が指導検査の時期に当たる法人（当該法人及び施設の指導検査を併せて所管するものに限る。）

4 法人との情報共有等

社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重しつつ適正な法人運営に資するため、区長が所轄庁となる法人を対象に集団指導を実施し、区と法人及び法人間の情報共有を図る。

5 関係団体等との連携

(1) 法人の所轄庁としての都区市等

ア 法人の指導監査事務が法定受託事務であることを踏まえ、所轄庁間における事務の取扱いの標準化を図るため、法令解釈や監査結果の情報共有など、必要な連携を行う。

イ 都、他区市、他県等との間における所轄庁変更後においても、法人に対する指導の継続性が確保されるよう、情報共有を図る。

(2) 国及び都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(3) 施設等運営指導所管等

法人が運営する施設等の運営指導所管等と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。

資料4 令和8年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針

令和8年3月17日 7福福発第13466号 福祉部長決定

大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱(平成22年4月20日付22福介発第10102号区長決定。以下「要綱」という。)第4条第3項第1号の規定に基づき、以下のとおり、令和8年度における指導に関する実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する事業者(法第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者を含む。以下「介護保険サービス事業者等」という。)に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的とする。

2 指導項目

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 介護給付費の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

介護保険サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 虐待防止の徹底及び身体的拘束等の適正化の推進

介護サービス利用者の尊厳の保持は重要であることから、虐待の防止や身体的拘束等の適正化に向けた取組み(緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者等の設置等)が実施されているか。

(2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

(3) 設備基準・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個人情報の利用を含む。)が適切に行われているか。
- ウ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的な計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

カ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

(4) 介護報酬関係

介護保険法改正等を踏まえた介護報酬算定に関する告示を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(5) 計画の適切な作成

ケアプランでは、介護保険制度の基本理念を実現する上で重要であり、利用者の選択に資するよう、地域のサービス情報を公正中立に提供し、利用者の日常生活全般を支援する観点から、適切に作成しているか。医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るとともに、個別の介護保険サービス事業所に適切な時期に交付しているか。

個別のサービス計画では、ケアマネジメントが、利用者個々の環境や希望などを把握し、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点で、アセスメントからモニタリングまで所要のプロセスを適切に行っているか。

(6) 介護職員の処遇改善

介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、介護保険サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、介護職員処遇改善計画を適切に周知しているか。

(7) 業務管理体制

介護保険サービス事業者等は、介護サービス利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

4 指導実施形態

(1) 集団指導

一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式にて実施する。

(2) 実地指導

原則として、実施予定日の1か月前までに日時、場所等を文書により介護保険サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、介護保険サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

5 指導対象事業者の選定方法

(1) 過去一度も指導を実施していない事業所

(2) 一定期間、実地指導を実施していない事業所

- (3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業所
- (4) その他の事情により実地による指導が必要と認められる事業所

6 関係機関との連携

- (1) 国及び東京都に対し、指導に係る法令・制度運用に係る疑義照会、事業所等に係る情報提供等を行い、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 福祉部各課等と連携し、指導の適正な対応・推進を図る。

資料5 令和8年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針

令和8年3月17日 7福福発第13467号 福祉部長決定

大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成25年3月29日付24福福発第12070号区長決定。以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、以下のとおり、令和8年度における重点指導事項等を定め計画的に指導を実施するため実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的とする。

2 指導項目

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 自立支援給付費等の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

障害福祉サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 虐待防止の徹底及び身体拘束等の適正化の推進

利用者に対する虐待の防止や身体拘束等の適正化に向けた取組み（緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置等）が実施されているか。

(2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

(3) 設備基準・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。
- ウ 個別支援計画等の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して作成・記録・保管されるとともに、適宜見直しを行い、適切な支援が行われているか。
- エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

(4) 自立支援給付関係

自立支援給付算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付が請求されているか。

(5) 福祉・介護職員等の処遇改善

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、障害福祉サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、福祉・介護職員処遇改善計画を適切に周知しているか。

(6) 業務管理体制

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス利用者の人格を尊重するとともに、法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

4 指導実施形態

(1) 集団指導

一定の場所に事業所職員を集める集合形式又はオンライン等を活用した動画配信形式にて実施する。

(2) 実地指導

原則として、実施予定日の1か月前までに日時、場所等を文書により障害者福祉サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、障害福祉サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

5 指導対象事業者の選定

(1) 過去一度も指導を実施していない事業所

(2) 一定期間、実地指導を実施していない事業所

(3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業所

(4) その他の事情により実地による指導が必要と認められる事業所。

6 関係機関との連携

(1) 国及び東京都に対し、指導に係る法令・制度運用に係る疑義照会、事業所等に係る情報提供等を行い、事業者指導の立場から連携を図る。

(2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。

(3) 福祉部各課等と連携し、指導の適正な対応・推進を図る。

資料6 令和8年度 大田区保育サービス事業者等指導検査実施方針

令和8年4月7日8福福発第10088号 福祉部長決定

1 基本方針

区は、令和7年3月に「大田区こども未来計画」を策定し、「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」を基本理念とし、個別目標として「保育サービス等の充実」を掲げている。また、今後の方向性として保育施策の重点を量の確保から質の向上へと転換し、その両面からサービスの充実を図るとしている。

令和7年9月から東京都が保育所利用における第一子の保護者負担を無償化した。また、令和8年度から区内の認可保育所等で乳児等通園支援事業を実施することとなり、保育所等を利用する児童のすそ野が広がることが想定される。

こうした状況から保育所等におけるこどもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すために、指導検査の確実な実施が求められている。

以上を踏まえ、こどもの安全と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が保育所等を安全・安心に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法などの法令並びにこれらに基づく運営基準や指導検査基準(以下「関係法令・基準等」という。)に照らし、こどもの最善の利益が保障されるよう、保育サービス事業者等の適正な運営及び保育サービスの質の維持・向上を図ることに主眼を置き、指導検査を実施する。

指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる体制を整え実施する。また、令和8年度から保育サービス事業者等の指導検査を、社会福祉法人の指導監査を所管している福祉管理課に移管し、双方の知識経験を活用して指導検査の充実に取り組む。また、各施設への指導検査にあたり、保育サービス課が実施している保育士等による巡回指導・訪問等も合わせ重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質の一層の向上と安全の確保に取り組んでいく。

2 一般指導検査及び確認指導の重点項目

(1) 一般指導検査の重点項目

ア 運営管理関係

(ア) 職員の確保及び処遇

- a 職員配置基準に定める職員が確保されているか。
- b 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。
- c 処遇改善等に関する体制の整備周知が適切に行われているか。

(イ) 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- a 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- b 避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか。
- c 不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか。
- d 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

(ウ) 適正な情報提供・情報開示

- a 運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか。
- b 必要な情報を適切な方法で周知しているか。

(エ) 利用者の人権の擁護、虐待の防止

- a 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
- b 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

イ 保育内容関係

(ア) 保育所保育指針に基づく保育

- a こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- b 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画が作成され、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。

(イ) 児童一人一人に応じた保育の徹底

- a こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- b 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

(ウ) 安全対策の徹底

- a 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- b 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- c プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- d 上記 a から c にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- e 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

ウ 会計関係

(ア) 「経理等通知」等の遵守

- a 支出内容は適正か。
- b 弾力運用は要件を満たしているか。
- c 本部運営経費の充当を適正に行われているか。
- d 積立資産を適切に管理しているか。

(イ) 計算書類・会計帳簿の適正な作成

- a 保育所ごとに区分し作成されているか。
- b 施設の貸借対照表は当期末における残高を適正に反映しているか。

(ウ) キャリアアップ補助金交付要綱・処遇改善等加算通知の遵守

- a 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。
- b 賃金の改善が行われているか。

(2) 確認指導の重点項目

ア 運営管理

(ア) 職員の確保及び処遇

- a 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。
- b 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(イ) 安全計画に基づく災害対策、安全確保

- a 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。
- b 避難訓練、救命救急訓練、緊急通報訓練等の安全対策を実施しているか。

(ウ) 利用者の人権の擁護、虐待の防止

- a 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。
- b 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

イ 保育内容

(ア) 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- a こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- b 保育所保育指針に準じて、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた適切な保育が行われているか。
- c こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- d 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

(イ) 安全対策の徹底

- a 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- b 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。
- c プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- d 上記 a から c にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- e 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

ウ 会計経理

(ア) 運営費等補助金が適正に支出されているか。

(イ) 「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか。

3 特別指導検査及び確認監査の重点項目

(1) 運営関係

関係法令等が遵守されているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、利用するこどもの健全な発達に資するものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

関係法令等が遵守されているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 特定教育・保育施設（私立認可保育所）

イ 特定地域型保育施設（小規模保育所・事業所内保育所）

ウ 定期利用保育室

エ 東京都認証保育所

オ 特定子ども・子育て支援施設等（認可外保育施設）のうち、ウとエを除いた施設（以下「その他の認可外保育施設」という）

(2) 実施形態

ア 実地指導

(ア) 一般指導検査及び確認指導

a 実施方法

日程を定め、原則として施設に赴き、実地において実施する。

b 実施単位

原則として施設を単位として実施する。

c 検査体制

一般指導検査は、運営管理（事務職1名）、保育内容（保育職2名）、会計経理（保育会計指導員1名）の4名で班を編成する。

確認指導は運営管理（事務職1名）、保育内容（保育職2名）の3名で班を編成する。但し、東京都認証保育所については、会計経理（保育会計指導員1名）を加えた4名で班を編成する。

d 実施通知

実施通知は、原則として実施日の概ね4週間前までに到達するように送付する。ただし、一般指導検査又は確認指導の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、実地指導を開始する時に書面を提示するなどの方法により行う。

e 日程及び対象

原則として年度当初に日程及び対象を含む指導検査計画を策定する。

(イ) 特別指導検査及び確認監査

a 実施方法

事案の重大性・緊急性等に応じて、随時実施する。

日程を定め、原則として施設に赴き、実地において実施する。必要に応じて対象施設等設置者の関係者に来庁を求め実施する。

b 実施単位

原則として施設を単位として実施するが、事案によって設置者が同一の複数の施設を対象として実施する。

c 検査体制

検査体制は一般指導検査及び確認指導に準じるが、必要に応じて東京都や保育サービス課と協力して実施する。

d 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で特別指導検査又は確認監査を実施する旨、その日時、場所その他の必要な事項を通知する。ただし、特別指導検査又は確認監査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、実地指導を開始する時に書面を提示するなどの方法により行う。

イ 集団指導

(ア) 実施方法

区が施設等に対して、関係法令・基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、原則として講習会の内容をオンラインで配信する方法により実施する。

(イ) 実施単位

上記4(1)の施設の種別ごとに実施する。

(ウ) 実施通知

指導対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ書面で集団指導を実施する旨、アクセス方法、その他必要な事項を通知する。

(3) 実地指導対象施設の選定方針

ア 選定の対象

原則として令和8年4月1日時点に存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設についても、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

イ 選定基準

- (ア) 法令により毎年度実地指導の対象とされている施設（小規模保育所・事業所内保育所）
- (イ) 過去の区や東京都の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (ウ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (エ) 新規に開設された施設や事業譲渡等により運営法人が変更になった施設
- (オ) 相当の期間にわたって、実地指導を実施していない施設
- (カ) 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設(私立認可保育所、認証保育所)
- (キ) 区立保育園から新たに民営化された施設(私立認可保育所)
- (ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設(私立認可保育所。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を合わせて所管するものに限る。)
- (ケ) その他実地指導の実施が必要と判断される施設

5 関係団体等との連携

(1) 東京都との連携

児童福祉法に基づく都の指導検査や立入調査と、子ども・子育て支援法に基づく区の実地指導との合同実施を行う。

(2) 社会福祉法人を所管する担当との連携

ア 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の実地指導については、区の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する一般監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、相互に、必要な情報の交換を行う。

資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要

(1) 介護関係

区分	種別	概要
(施設サービス) 介護保険施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。要介護者に対して、(1)入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、(2)機能訓練、(3)健康管理、(4)療養上の世話をを行います。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。(1)看護、(2)医学的管理下での介護、(3)機能訓練等の必要な医療、(4)日常生活の世話をを行います。
	介護医療院 (平成30年4月から創設)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。
(在宅サービス) 介護保険在宅サービス事業(介護予防を含む)	訪問介護	介護福祉士や、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行います。
	訪問入浴介護	看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行います。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を考慮して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等に通い、日中の食事・入浴(浴室がある施設のみ)の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設や、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供されます。心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため又は家族の精神的・身体的負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。

区分	種別	概要
介護保険在宅サービス事業（介護予防を含む） （在宅サービス）（続き）	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、入居している施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けます。
	福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の、日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸出しを行います。
	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴又は排せつのために使用する（貸与になじまない）特定の用具を販売します。
	訪問看護	病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいてサービスが行われ、認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	訪問リハビリテーション	病院、診療所の理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
	短期入所療養介護（医療ショート）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療や日常生活の世話等のサービスが提供されます。心身の状況や病状、家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。

区分	種別	概要
地域密着型サービス事業（介護予防を含む） （在宅サービス）	認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	地域密着型通所介護	定員 18 名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら少人数で共同生活する住宅（グループホーム）です。家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で生活することを目的とします。
	小規模多機能型居宅介護	「通所」を中心に、ご本人の状況や希望に応じて、「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い利用者の状況に応じて、「通い」「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、地域における多様な療養支援を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	指定を受けた定員 29 名以下の介護専門型有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	夜間対応型訪問介護	夜間に安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間（深夜、早朝）を問わず、介護サービスと看護サービスが連携をとりながら定期の巡回や随時の通報により訪問し、必要に応じて入浴、排泄、食事等の介護や療養上の世話、診療の補助を行います。
支援 居宅介護	居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業者が心身の状況・環境・本人や家族の希望等を聞いて、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護サービス事業者との調整や、介護保険施設への紹介等を行います。

(2) 障がい福祉関係

区分	種別	概要
障害者支援施設等	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に、施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護等を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練) 宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。 機能訓練は、身体機能・生活機能の維持向上を目的とし、生活訓練は、生活能力の向上を目指します。生活訓練には通所型の他に、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後における訓練その他の支援を行う宿泊型自立訓練があります。
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を行えるように支援を行います。
	就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 (A型) (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型とB型との2種類があります。 【就労継続支援A型】 雇用契約に基づく就労が可能な方に、雇用契約の締結等により就労の機会等を提供します。 【就労継続支援B型】 雇用契約に基づく就労が困難な方に、就労の機会等を提供します。
	就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。

区分	種別	概要
障害福祉在宅サービス事業	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する方に、自宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方に、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障がい者の中でも介護の必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への一時的な入所を必要とする方に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	自立生活援助	施設等を利用していた障がい者が、一人暮らしを始めた時に、生活や健康等に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

区分	種別	概要
相談支援事業	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者（児）等に対して、申請に係る障がい者（児）の心身の状況やサービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画案」（障がい児は「障害児支援利用計画案」）の作成及び支給決定後の関係者の連絡調整や「サービス等利用計画」（障がい児は「障害児支援利用計画」）の作成を行います。 また、一定の期間ごとに定期的なモニタリングを行い、計画の見直しを行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者等に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	自宅において単身等の状況で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して緊急の事態等が生じた場合に相談等を行います。
地域生活支援事業	地域活動支援センター	障がい者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
	日中一時支援	保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供します。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、ヘルパーを派遣して必要となる移動の介助や外出の支援を行います。
障害児通所支援事業	児童発達支援	未就学の障がい児が、日常生活における基本的動作、知識技能の習得、集団生活に適應することができるよう指導及び訓練を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体感の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作、知識技能の習得、生活能力の向上ために必要な訓練等を行います。

区分	種別	概要
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう専門的な支援等を行います。
	放課後等 デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(3) 保育施設関係

区分	種別	概要
認可保育施設	特定教育・保育施設 (認可保育所)	保護者が仕事や病気等の理由により、保育を必要とする0歳から小学校就学前までの子どもを預かって保育します。東京都が認可しています。
	特定地域型保育施設	子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育事業」として、区が認可する施設や運営基準等を定めた保育施設です。区内には以下の種別があります。
	・小規模保育所 (A・B型) ・事業所内保育所 (A・B型)	利用定員は19名までで、対象年齢は1歳から2歳(事業所内保育所のみ0歳も対象)の乳幼児です。事業所内保育所では、事業所の従業員のこどものほか、利用定員の一定枠内で地域のこどもが利用できます。 A型は保育士の割合が10割、B型は保育士の割合が6割以上で、他の保育従事者は区が認めた研修修了者です。
認可外保育施設	定期利用保育室	東京都が施設や職員の基準を定めており、毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間を柔軟に決められる保育事業です。
	認証保育所 (A・B型)	都独自の基準により認証した保育施設で、13時間以上開所しており、0歳から入所できます。A型は区市町村が必要と認める月48時間以上の利用が必要な小学校就学前までの児童、B型は区市町村が必要と認める2歳までの児童が対象です。
	特定子ども・子育て支援施設等 (定期利用保育室及び認証保育所以外)	ベビーホテル、事業所内保育施設等、保育を行うことを目的とする施設であって認可を受けていない施設です。対象年齢や保育時間、保育の内容等は、施設によりさまざまです。

資料8 各種参考情報

指導監査（検査）結果の詳細や関連する基準等については、下記ホームページに掲載しています。

（１）指導監査（検査）結果の詳細について

本報告書で概要を示した社会福祉法人、介護、障がい、保育の各福祉サービス事業所等の指導検査結果について、より詳細な資料をご覧になりたい方は、以下のサイトでご確認ください。

ア 社会福祉法人の指導監査（検査）結果：各法人の最新の法人指導監査（検査）結果については、財務諸表等電子開示システムに掲載されている現況報告書に記載されています。

① 大田区のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/tuuchibundownload.html>

リンク先にある「法人が公表している資料について」の中にある「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」をクリックしてください。当該法人の財務諸表等電子開示システムのページが開きます。

② 独立行政法人福祉医療機構のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法



<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」をクリックすると、法人名や所在地等から個別の社会福祉法人のページを検索することができます。

上記①又は②のいずれかの方法で財務諸表等電子開示システムの各社会福祉法人のページにアクセスすると、現況報告書へのリンクがありますので、現況報告書をダウンロードしてください。

現況報告書を開き、セクション「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「（２）法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況」をご覧ください。

イ 介護保険サービス事業者等指導結果の詳細



大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >介護保険サービス事業者等の指導・監査及びその結果

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-jigyousya_shidou.html

ウ 障害福祉サービス事業者等指導結果の詳細

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） > 障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouysya_kensa.html



エ 保育サービス事業者等の指導検査結果の詳細



大田区ホームページ > 生活情報 > 妊娠・出産・子育て > 保育（一時保育を含む） > 保育施設の指導検査

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/

（２）指導監査（検査）の実施要綱・基準等

福祉部福祉管理課が実施している指導検査の実施要綱・基準等（PDFファイル）については、それぞれ下記のサイトからダウンロードすることができます。

ア 社会福祉法人の指導監査



大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） > 社会福祉法人の認可等・指導監査 > 社会福祉法人の指導監査関係

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/shidokansa.html>

イ 介護保険サービス事業者等指導実施要綱、監査実施要綱、指導実施方針、指導検査基準

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） > 介護保険サービス事業者等の指導・監査及びその結果

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-jigyouysya_shidou.html



ウ 障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱、指導実施方針、指導検査基準

大田区ホームページ > 生活情報 > 福祉 > 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） > 障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouysya_kensa.html

工 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱、大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱、同指導検査実施方針、同指導検査基準



大田区ホームページ >生活情報 >妊娠・出産・子育て >保育（一時保育を含む）
>保育施設の指導検査 >指導検査実施要綱・実施方針・検査基準等

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/shidou-kensa-houshin.html

区の指導監査（検査）に関する連絡先

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：03-5744-1111（大田区役所代表）

担当	主な担当業務（指導検査関連）	連絡先
福祉部 福祉管理課 法人指導担当	(1) 社会福祉法人の指導監査 (2) 介護保険サービス事業者等の指導検査 (3) 障害福祉サービス事業者等の指導検査	電話 03-5744-1215 FAX 03-5744-1520
	(4) 保育サービス事業者等の指導検査	電話 03-5744-1749 FAX 03-5744-1520

令和7年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監査（検査）結果報告書

令和8年9月発行

編集・発行

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区福祉部福祉管理課